

平成 27 年度 短期大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 27(2015) 年 6 月
びわこ学院大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等.....	1
II. 沿革と現況.....	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価.....	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学修と教授	17
基準 3 経営・管理と財務	43
基準 4 自己点検・評価	66
IV. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価.....	71
基準 A. 地域貢献	71
V. エビデンス集一覧.....	73
エビデンス集（データ編）一覧.....	73
エビデンス集（資料編）一覧.....	74

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1 建学の精神と大学の教育理念

びわこ学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、平成 2(1990)年に、生活文化学科のみを有する単科大学、滋賀文化短期大学として開学した。

本学の建学精神と教育理念は、学校法人滋賀学園寄附行為及び、びわこ学院大学短期大学部学則に次のように謳っている。

○学校法人滋賀学園寄附行為

第 3 条 この法人は、教育基本法ならびに学校教育法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育および保育を行い、個性ゆたかな人材を育成することを目的とする。

○びわこ学院大学短期大学部学則

第 1 条 本学は、教育基本法に基づき、学校教育法に定める短期大学として学芸を教授・研究するとともに、複雑、多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする幅広い知識と思考方法を修得させ、日常に起こる諸問題を合理的かつ科学的に解決することのできる教養豊かで、円満な人格を持つ人物を育成することを目的とする。

2 ライフデザイン学科は、生活設計に関わる広範な知識・技術を教授し、企業実務及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする。

2 本学の使命・目標

滋賀県では高等教育機関が南部や東北部に集中し、中部地域での大学の空白時期が長年続いた。当地域における行政機関や経済界、教育関係者にとっては、大学の立地は積年の悲願であった。

学校法人八日市女子学園（現学校法人滋賀学園）は、こうした地域事情を背景として、各方面から寄せられた高等教育機関への篤い想いに応え、平成 2（1990）年に「滋賀文化短期大学」を開設した。本学では、いよいよ現実になってきた少子高齢化社会を見据えた地域福祉の第一線を担う人材養成を教育目的として、実務重視の教学を実践し、開学以来、2,500 人余の職業人を輩出し、その多くは、市内もしくは県域に職場を得てきた。

今後、若者の都市への集中が進むなか、地方の再生に必要な若い力をこの地域に定着させる意味でも、本学への地元の期待は大きい。

本学では、地元への就職を希望する若者に、地域から求められる人材となる教育を実施し、広い視野と社会人としての素養を持って地域の将来を担う力として、卒業生を送り出すことを目標としている。

3 大学の個性・特色

ライフデザイン学科は、少子高齢社会における家庭、職場、地域社会など広範囲な生活領域で、創造的に対応し得る素養の育成に目標を置き、新しい生活スタイルの創造や優れた職業人となるための教養、技能を研鑽し、併せて少子高齢社会の生活問題の解決を支援できる能力を養成するとともに、具体的方策の企画立案手法や、援助技術を習得させることを目指している。

また、地域に根差し、地域に開かれた大学の責務として、地域への人材の供給はもとより、積極的に教育・研究活動を通じて地域企業や行政との連携を深め、地域の問題解決に貢献することも、大きな目標としている。

本学のシンボルマークは、次のコンセプトにより作成している。



びわこ学院大学の頭文字「B」と琵琶湖の波がモチーフ。カラーは滋賀県と本学の象徴である琵琶湖を表す「青」と、スクールカラーである「紺」を用い、ダイナミックな動きを見せる波形のデザインによって、大学とそこに集う学生たちのたゆまぬ成長と邁進、発展をイメージ。また、全体の形は膨らみかけている蕾を象形しており、青、紺のカラーは、大学と学生たちの知性を表現し、学生たちの知性の蕾が、今まさに大きく花開こうとしている姿、そして、蕾のなかに子どもたちを包みこむ優しさに満ちた人間形成を表現している。

II. 沿革と現況

1 本学の沿革

本学の設置者である「学校法人滋賀学園」は、昭和8（1933）年に八日市市（現東近江市）浜野町に開設された「和服裁縫研究所」をはじめりとしている。創始者 森 はな は、日本の美風を身につけた婦女子の育成を教育理念として、地域の子弟教育に限りない情熱を注ぎ、これまで多数の善良な家庭人を育てるとともに、隣人や地域社会と連携して社会発展に献身的に取り組む有為な人材を世に輩出してきた。

こうした地道な教育活動は、次第に衆目を集めるところとなり、昭和30（1955）年に「八日市和洋女子専門学院」を、昭和51（1976）年には専修学校「八日市女子専門学校」並びに「八日市高等女子専門学校」を、昭和59（1984）年には「八日市女子高等学校」を開校し、教育機関としての地歩を固め、平成2（1990）年には八日市市布施町で専門学校を母体とした「滋賀文化短期大学（生活文化学科）」を開学するに至った。

びわこ学院大学短期大学部

○ 学園全体の年表を掲げ、沿革を示す。

昭和 8	(1933)年	1 月	創始者 森 はな 和服裁縫研究所 開設
昭和 30	(1955)年	11 月	八日市和洋女子専門学院 開設
昭和 42	(1967)年	4 月	校名を八日市女子学園に改称
昭和 44	(1969)年	10 月	準学校法人八日市女子学園 設立 初代理事長に 森 はな 就任
昭和 51	(1976)年	4 月	専修学校として認可を受け、 校名を高等課程 八日市高等女子専門学校 専門課程 八日市女子専門学校に改称
昭和 58	(1983)年	11 月	学校法人八日市女子学園 設立
昭和 59	(1984)年	4 月	八日市女子高等学校 被服科 開校
昭和 62	(1987)年	4 月	八日市女子高等学校 教養科 開設
平成 元	(1989)年	12 月	滋賀文化短期大学設置認可を受ける
平成 2	(1990)年	4 月	滋賀文化短期大学 生活文化学科 開学
平成 2	(1990)年	4 月	八日市女子高等学校 普通科 開設
平成 6	(1994)年	4 月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 介護福祉専攻 人間福祉学科 人間福祉専攻 開設
平成 8	(1996)年	4 月	第2代理事長に森 美和子 就任
平成 8	(1996)年	4 月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 人間福祉専攻の入学定員増
平成 9	(1997)年	4 月	法人名を学校法人滋賀学園に改称
平成 9	(1997)年	4 月	滋賀文化短期大学男女共学制を開始
平成 9	(1997)年	4 月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 介護福祉専攻の入学定員増
平成 10	(1998)年	4 月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 児童福祉専攻 開設
平成 10	(1998)年	4 月	滋賀文化短期大学 生活文化学科の入学定員 減
平成 11	(1999)年	4 月	八日市女子高等学校を男女共学制とし、 校名を滋賀学園高等学校に改称
平成 13	(2001)年	12 月	滋賀文化短期大学 図書館棟 竣工
平成 15	(2003)年	4 月	滋賀学園中学校 開校
平成 19	(2007)年	4 月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 児童福祉専攻の入学定員 増 生活文化学科及び人間福祉学科 人間福祉専攻の入学定員 減
平成 21	(2009)年	4 月	びわこ学院大学 教育福祉学部 子ども学科 開学
平成 21	(2009)年	4 月	滋賀文化短期大学をびわこ学院大学短期大学部に改組 ライフデザイン学科 開設
平成 25	(2013)年	4 月	びわこ学院大学附属こども園「あっぷる」 開園
平成 26	(2014)年	4 月	びわこ学院大学 教育福祉学部 スポーツ教育学科 開設

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

ア 使命・目的

本学は、設置母体である学校法人滋賀学園の創始者 森 はな が 80 余年にわたり一貫して掲げてきた『地域に貢献する人材の育成』を建学の精神としている。

このような観点に立って、本学学則の第 1 条（目的）において「本学は教育基本法に基づき、学校教育法の定める短期大学として学芸を教授・研究するとともに、複雑、多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする幅広い知識と思考方法を習得させ、日常に起こる諸問題を合理的かつ科学的に解決することのできる教養豊かで、円満な人格を持つ人物を育成することを目的とする。」と明記している。【資料 1-1-1】

イ 教育研究目的

人口減少、少子高齢化が進むなか、大都市への若年層の流出は、地方にとって大きな問題となっている。本学の位置する滋賀県においても、大学や短期大学を卒業し、他府県に職を求めて転出する人口が多いという特徴がある。

一方で、若者たちは高等学校までの生活において、地域と関わりをもつ機会が少ないため、地元の良さに対する認識も低く、地域社会に関する知識や経験に乏しい現実があり、これも若者の地域離れの大きな要因となっている。

地域社会にとって、高等教育機関、特に短大に期待されることは、地域の産業や社会活動に対して有用な人材の育成であり、地域を理解し定着して地域のために貢献できる人材の輩出である。

そのために、本学の目的は、地域をより深く理解し、地域のために何が必要か体験を通して地域の発展のために働くことのできる人材を育成することにある。

具体的には、行政、企業、NPO 等との効果的な連携を教育の中に取り込み、コミュニケーションのあり方や人間としての魅力づくり、地域の歴史や文化、地域の政策などについての知識を持ち、学生が地域を舞台にした自らのライフデザインを設計できる力を身につけることができる教育内容とする。

【自己評価】

本学の使命、教育目的は、建学の精神『地域に貢献する人材の育成』を基本理念として定めており、その内容は学則に具体的かつ明確に記載している。また、これらの基本的事項は大学の公式ホームページや大学案内、学生ハンドブックなどにおいて適宜公表している。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-1-1】 学校法人滋賀学園規程集 (3-11 びわこ学院大学短期大学部 学則) 第 1 条

【資料 F-3】 より

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的については、1-1-①イ.教育研究目的で記述したとおりであるが、これらの内容を学生が正しく理解することは勿論のこと、日常的に自覚し、主体的に行動することが重要であることから、各年度の学生ハンドブックの前書き部分において、簡潔なわかり易い文章で次のように掲載している。

びわこ学院大学短期大学部の基本理念と教育目的には、「「地域に貢献できる人材育成」を建学の精神として、学芸を教授・研究するとともに、複雑かつ多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする広範な知識と思考方法を習得させ、日常に起こる諸問題を合理的かつ科学的に解決することのできる教養豊かで、円満な人格をもつ人物を育成することを目的とする。」と明記している。【資料 1-1-2】

【自己評価】

「寄附行為」「大学学則」「学生ハンドブック」等に明示されている大学の使命や教育目的は明確かつ簡潔に記載されている。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-1-2】 2015 学生ハンドブック (p.2) 建学の精神

【資料 F-5】 より

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

教育目標については、内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を確保・維持しつつ、大学を取り巻く環境の変化に敏感に対応することが肝要である。具体的には少子化に伴う大学淘汰、グローバル化や地方分権がもたらす地域社会環境の変化、さらにはそれらを背景とする高等教育機関への期待感など、地域住民や受験生が大学に求める存在意義の変化などを踏まえ、使命・目的及び教育目的について、随時見直すこととしている。

そのひとつとして、平成 26 (2014) 年度から地域政策コースを設置し、地域に求められる人材育成に重点を置いた教育を進めている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

【事実の説明】

本学の建学理念『地域に貢献する人材の育成』は、地域が必要とする職能人のニーズに応えることにある。本学が位置する滋賀県東部地域は総じて人口減少が進みつつあり、とりわけ、少子化の進展と高齢者の増加は年々顕著になっている。【資料 1-2-1】

本学が目指す福祉の素養と高い社会性を身に付けた介護福祉士や地域を良く知り、地域の人々と共に地域に貢献できる職能人を養成することは、地元の人的需要に沿ったものといえる。

本学は、女子短期大学として生活文化学科の単一の学科からスタートしたが、その後地域の要請に応える形で、「人間福祉」をキーワードに男女共学、福祉への人材育成、地域での学びを軸に進展してきた。

介護福祉士養成コースでは、高齢社会の到来に伴い不足しがちな介護のプロを育成し、県内唯一の介護福祉士養成課程を持つ短期大学として、多くの人材を輩出してきた。県内の施設においては、本学卒業生への信頼も厚く、毎年就職率はほぼ 100%を達成している。【資料 1-2-2】

地域政策コースでは、まだ卒業生は出していないものの、これまで行われてきた地域との交流や協働による事業展開をより鮮明にし、地域内の行政や公的機関、NPO 等の団体、地域に根差した優良企業への就職を目指して、指導に取り組んでいる。【資料 1-2-3】

ライフデザインコースでは、地域の企業から求められる多様なニーズに対して、情報教育を基本とした幅広い資格取得を軸に、より高い資質を備えた社会人の育成に努め、ほとんどが地元への就職を希望している。【資料 1-2-4】

【自己評価】

本学では、実務教育と福祉教育の学問領域を融合させ、全人格的な社会人の育成を目指しており、こうした教育理念は教学上に反映され、本学の個性・特色となっている。また、それらの内容は、印刷物等の媒体を通して明示しており、学内外への周知に努めている。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-2-1】平成 26 (2014) 年度 滋賀県中部地域の人口動態と構成

【資料 1-2-2】介護福祉士養成コース就職内定者一覧

【資料 1-2-3】2015 シラバス (pp.169-175)

【資料 F-5】より

【資料 1-2-4】ライフデザインコース就職希望一覧

1-2-② 法令への適合

【事実の説明】

びわこ学院大学短期大学部学則第 1 章総則第 1 条 (目的) において、「本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める短期大学として学術を教授・研究するとともに、複雑、多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする幅広い知識と思考方法を修得させ、日常に起こる諸問題を合理的かつ科学的に解決することのできる教養豊かで、円満な人格を持つ人物を育成することを目的とする。」と定めている。このことから、本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校教育法の定めを遵守し、その理念に沿ったものとなっている。【資料 1-2-5】

【自己評価】

大学の使命や教育目的は、法令などを遵守しているものと判断している。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-2-5】学校法人滋賀学園規程集 (3-11 びわこ学院大学短期大学部 学則) 第 1 条

【資料 F-3】より

1-2-③ 変化への対応

【事実の説明】

本学では、月 1 回定例的に開催される「自己点検・評価委員会」及び「FD 委員会」と同委員会主催による「FD/SD 研修会」などにおいて、大学を取り巻くさまざまな変化や学生、保護者からの要望などについて広く議論し、本学の教学内容や大学運営に活かすよう努めている。【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】

学生指導を入学から卒業・就職まで地域との連携を重視した形で総合的に実施するため、今まで大学事務部に所属していた「入学センター」を学部・短期大学部に関わる教育・研究組織として位置づけるとともに、共同研究センターを廃止して、新たに「実習・実践支援センター」、「進路・就職支援センター」及び「外部連携研究センター」を全学的な組織として設置した。

なお、「入学センター」では、学生募集に関わる広報や入試業務、「実習・実践支援センター」では、教育実習や施設・企業実習等に関わる学生支援、「進路・就職支援センター」では、進路指導や就職活動に関する学生支援を主な業務にしている。さらに「外部連携研究センター」では、地方自治体や企業、地域住民との連携に関わる教育研究活動を推進するとともに、外部資金獲得に関する業務を主な内容としている。【資料 1-2-9】

【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】【資料 1-2-12】

びわこ学院大学短期大学部

また、この再編作業に関しては、平成 25（2013）年度末に学長指名によって編成された「組織再編検討プロジェクト」メンバーによって原案が作成され、企画・運営委員会において学長提案と言う形で提示された。その後、この構想に基づいて関連部署に関わる規程改訂作業を行い、最終的には平成 26（2014）年 12 月おける理事会において決定がなされた。【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】

また、教授会の傘下にある 14 の委員会をはじめ、ともすれば、縦断的に運営されていた進路・就職指導や実習・実践支援、地域連携事務などに統合的かつ機能的に対処するため、横断的な組織体制に改めた。

なお、昨年度策定した「学校法人滋賀学園中期経営計画」では、高等教育機関を取り巻く社会環境の変化や受験生の動向などを見据え、所要の見直しを明文化しており、「第一次経営力向上推進プログラム」において、適切な改善策等について明記することとしている。【資料 1-2-15】

【自己評価】

現行の教育手法やシステム等については、学内の関係機関での審議を踏まえつつ、社会の変化に適応できるよう所要の見直しを進めることが重要と考える。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-6】学校法人滋賀学園規程集

（3-38 びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程）

【資料 1-2-7】学校法人滋賀学園規程集（3-45 びわこ学院大学短期大学部 FD 委員会規程）

【資料 1-2-8】平成 26（2014）年度 FD/SD 研修会開催状況

【資料 1-2-9】学校法人滋賀学園規程集

（4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程）

【資料 1-2-10】学校法人滋賀学園規程集

（4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程）

【資料 1-2-11】学校法人滋賀学園規程集

（4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程）

【資料 1-2-12】学校法人滋賀学園規程集

（4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程）

【資料 1-2-13】平成 26 年 4 月企画運営委員会配布資料

【資料 1-2-14】平成 26 年度 9 月および 12 月理事会議事録

【資料 1-2-15】学校法人滋賀学園「中期経営計画」

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

地域の高等教育機関としての使命と、本学の建学精神を具現化していく上で、現行の教育目標が社会潮流に適ったものとなっているかなど、その整合性について適宜検証を加え、大学運営に反映してゆくことが肝要である。特に、学園の総合力を発揚するうえで、本学と滋賀学園中学・高等学校との有機的連携を深めていかなければならない。

開学以来 25 年を経過して、さまざまな問題点や改善点については、理事長、学長、事

務局長による「三役会議」での基本的な対応方針をもとに、教職員がこれらの検討内容を共有して、議論の輪を広げるとともに、段階的に是正を図ることとしている。また、これら改革内容の進展状況を勘案しながら、本学ホームページ等で開示し、学内外の関係者への周知に努める。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

平成元（1989）年度の短期大学開設準備作業においては、主として学長予定者と大学開設準備室が中心となって学園の建学精神を範とした本学の使命・目的などの方向付けを行ってきたが、この調書作成過程においては全教職員が議論に参画しており、大学の使命・目的などについては十分なる理解と支持が得られる結論が導き出されている。開学後においては、各媒体（印刷物等）を活用して、教育目的等の啓発・周知と情報の共有に努めている。

また、役員に対しては、年度初めの理事会と評議員会において、学長から教学内容の説明に併せて本学の使命・教育目的の取り組み方針について報告するとともに、当該年度の最後の理事会においても、次年度の事業計画や予算など大学運営全般についての説明のなかで、教育目的の達成状況について総括しており、十分な理解と承認が得られているものと認識している。

この他、学則をはじめとする基本的な規程の改廃や地元自治体、各種団体との連携、交流活動について、教授会での議論を踏まえて、理事会と評議員会の承認を得ており、この点についても、役員と教職員の理解と支持が得られている。【資料 1-3-1】

【自己評価】

建学の精神等で示された使命や目的については、大学設置申請の事務手続などを通じて役員及び教職員の理解が深められており、また、「大学案内」「学生募集要項」「学則」や「学生ハンドブック」等の印刷物により、学内外への啓発を図っている。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-3-1】平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 次第 【資料 F-10】より

1-3-② 学内外への周知

【事実の説明】

学内外への広報については、周知対象を大きく受験生・保護者と社会一般、新入生を含む在学生及び卒業生と産業界といった 3 つの分野に大別し、対象ごとに広報内容にメリハリをつけ、啓発と周知に努めている。

まず、受験生・保護者と社会人一般に対しては「大学案内」「紫野 (広報誌)」「本学ホームページ」などの印刷物と電子媒体を通して周知を図っている。【資料 1-3-2】【資料 1-3-3】【資料 1-3-4】

また、新入生には受験前の「オープンキャンパスでの説明会」「大学案内」、入学後の「入学式での学長の式辞」「入学オリエンテーション」「学生ハンドブック (学則)」「シラバス」「本学ホームページ」等さまざまな機会や印刷物等を通して、本学の教育理念の説明と併せて〈1-3-③のイ〉に示される 3 つのポリシーの啓発に努めている。

さらに、在学生については、入学時でのオリエンテーションのほか、「リテラシー入門」「キャリアデザイン」等の講義を通して、本学の教育理念・目標について適切に説明している。【資料 1-3-5】【資料 1-3-6】【資料 1-3-7】【資料 1-3-8】【資料 1-3-9】

この他、一般社会や卒業生、産業界への周知広報については、「就職用パンフレット類」「紫野 (広報誌)」「紫茜 (同窓会誌)」「本学のホームページ」などを通し各方面への啓発に努めている。【資料 1-3-10】【資料 1-3-11】

【自己評価】

建学の精神 (理念)、使命・目的及び教育目的などは、さまざまな媒体 (「大学案内」「シラバス」「学生ハンドブック」「広報誌」「大学パンフレット」等) を通して学内外に周知されているものと判断している。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-3-2】 2016 大学案内

【資料 F-2】より

【資料 1-3-3】 ホームページ <http://www.newton.ac.jp/bgu/>

【資料 1-3-4】 平成 26 (2014) 年度 紫野 (広報誌)

【資料 1-3-5】 平成 27 (2015) 年度 入学式での学長式辞

【資料 1-3-6】 平成 27 (2015) 年度 新入生オリエンテーション 実施要項

【資料 1-3-7】 2015 学生ハンドブック (p.4) 基本理念と教育目的

【資料 F-5】より

【資料 1-3-8】 2015 シラバス (p.139) 「リテラシー入門」シラバス

【資料 F-5】より

【資料 1-3-9】 2015 シラバス (p.138) 「キャリアデザイン I, II」シラバス

【資料 F-5】より

【資料 1-3-10】 平成 26 (2014) 年度 企業向けパンフレット

【資料 1-3-11】 平成 26 (2014) 年度 紫茜 (同窓会誌)

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

【事実の説明】

ア 中長期的な計画

本学の教育・学術を展開するにあたり、建学理念と教育目的の根幹ともいえる『地域に貢献する人材の育成』を確たるベースにしながら、社会・産業界の質的な変化や社会システム、生活スタイルの変容など社会・経済・文化の流れにしなやかに順応し、地域人の一員として力強く生きる資質の養成を最重視しなければならない。

こうした観点にたって、平成 26 (2014) 年度において策定した中期経営計画には、組織再編検討プロジェクト等の検討結果や地域連携を締結している近郊の市町、高大連携校等の情報などを多面的に反映させている。また、これらから得られた知識・情報については、「3つの方針」に活かしている。【資料 1-3-12】

イ 3つのポリシー

本学では、建学の精神のもと本学の使命・目的及び教育目的を実現するために次の 3つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシー）を定め、教育体制と教育内容の整備に努める一方、こうした取り組みを広く学内外への周知に努めている。

○アドミッションポリシー

- ・地域政策学、情報学、会計学・商学、生活学、高齢者・障害者福祉学について、それぞれ専門的に研究したいと思う人
- ・地域政策学、情報学、会計学・商学、生活学、高齢者・障害者福祉学について興味が有り、専門職としての学識と職能を得たい人
- ・高齢者や地域コミュニティに積極的にかかわり、企業・家庭・行政・NPO などの住・ビジネス・情報・福祉に係る連携・協働のもとに、高齢化社会の生活創造・支援活動に参画したい人
- ・少子高齢化社会を取り巻く諸問題を真剣に受け止め、住、ビジネス、情報、福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

○カリキュラムポリシー

ライフデザイン学科では3つのコースを設け、地域政策、情報処理、会計・経営、住居環境、福祉など生活にかかわる多くの分野の教育・研究を行い、それぞれのスペシャリストを養成するとともに、少子高齢化社会に貢献できる人材を育成する。

○ディプロマポリシー

- ・家庭、職場、地域社会など広範囲な生活領域で、創造的に対応しうる意思と素養を有している。
- ・新しい生活スタイルの創造や優れた職業人になるための情熱と倫理観を持ち、高い技能と豊かな表現力を身につけている。
- ・自己の学習課題を明確にし、課題解決のための継続的な研鑽ができる。
- ・人間関係を豊かに育てることができる“人間味”を持ち、社会の一員として適切な行動ができる。
- ・日常生活における諸問題を解決するための能力、具体的方策や技術を修得し、地域活動や仕事を通して他人を支援できる。

【自己評価】

上記の3つのポリシーのもとで、本学の建学の精神『地域に貢献する人材の育成』に沿った教育体制・教学内容を整備している。なお、これらのポリシーについては、近年大学等を取り巻く環境が大きく変化しつつあることに鑑み、適宜見直しを加え、社会変容に順応していきたい。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-3-12】学校法人滋賀学園「中期経営計画」

【資料 1-2-15】に同じ

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

本学のライフデザイン学科では、平成26年度から、それまでの5コース制から3コース制に編成を変更している。

「介護福祉士養成コース」は、介護の職種への希望者が減少し、県内の大学や短期大学が介護福祉分野の育成過程を縮小、閉鎖するなか、地域の介護部門の人材不足に対し、その供給に資するため、従来通りの育成を継続するため、その過程を存続させている。

「ライフデザインコース」は、それまで情報、建築・インテリア、キャリアデザイン分野の専門的知識、技能を修得することを目的としていたそれぞれのコースを統合する形で設置した。これは、実際の就職先のニーズや地域性および短期大学での学修期間を考慮し、幅広い分野にわたって基礎的な知識、技能を持ち、かつ豊かな社会性を備えた人材育成をめざし、教養教育を軸にカリキュラムを構成している。

「地域政策コース」は、「ライフデザインコース」よりさらに専門的に地域社会との関わりを活かすことのできる人材育成を目的としており、地方公務員や団体職員、NPO等、地方自治や地域振興に関わる職域を目指す学生を中心に募集している。

コース会議は、介護福祉士養成コースとそれ以外の2コースとで構成され、ここで協議された事項について、横断的、総合的に調整・審議する機関として、「教授会」が組織されている。本学の教授会は、学科が単一であることから、学長、学科長、教授、准教授、講師の全教員で構成し、教学面の要望等が迅速かつ効果的に対処できるよう事務局から総務課が参加している。会議の開催は、月1回（第4水曜日）を定例教授会とし、

びわこ学院大学短期大学部

学長または構成員の過半数からの要請により臨時の教授会を開催することができるとしている。【資料 1-3-13】

なお、上記教授会で審議する事案をあらかじめ検討、調整するとともに、びわこ学院大学ならびにびわこ学院大学短期大学部を横断的に包括し、当面する諸課題を協議する組織として「企画運営会議」を置いている。構成メンバーは、学長、学部長（大学のみ）、学科長、教務部長、学生部長、入学部長、図書館長、入学センター長、進路・就職支援センター長、実習・実践支援センター長、外部連携研究センター長、及び学長が推薦する教員の他、事務部門からは事務局長、総務課長で組織し、学長が主宰する。会議は月 1 回（毎月第 1 水曜日）を定例会議とし、学長の意向により、臨時に開催することがある。【資料 1-3-14】

このほかに、教授会の下部組織として、専門的事項を審議、起案、実行することを目的として、14 の委員会が組織され、役職により出席する規定委員と学科が推薦する委嘱委員で構成されている。

また、学生の多様な技能習得や活動を支える機関として、4 つの独立したセンター（入学センター、実習・実践支援センター、進路・就職支援センター、外部連携研究センター）を併設しており、学生の学修と並行して、単位取得とは関わりなく学生が主体的に学究する教育環境を整えている。【資料 1-3-15】【資料 1-3-16】【資料 1-3-17】【資料 1-3-18】

この他、本学が地域に貢献する人材育成を教育理念としていることに鑑み、学生が入学時から、地域住民との交流などを通して、卒業後に地域活動に自主的に参加し、指導的役割を担うよう意識付けを行っている。これらの取り組みは、「[表 1-3-1] びわこ学院大学短期大学部組織機構図」で示す体制の下に適正に執行されている。

本学における意思決定プロセスは、コース会議で一定の方向付けを行い、関係委員会では協議の後、企画運営会議での横断的かつ総合的な調整を経て、教授会において審議・決定される。（三役会議→企画運営会議→コース会議→各種委員会→教授会→学長→理事長）なお、人事や財政に係わる事案については理事会の承認が必要となる。

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的を戦略的に遂行するための「大学の 3 つの方針」をもとに、全学的に推進する教育研究及び管理運営の体制が整備されていることから、機能が発揮できているものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-3-13】 学校法人滋賀学園規程集（3-14 びわこ学院大学短期大学部 教授会規程）

【資料 1-3-14】 学校法人滋賀学園規程集

（4-8 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程）

【資料 1-3-15】 学校法人滋賀学園規程集

（4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程）

【資料 1-3-16】 学校法人滋賀学園規程集

（4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程）

びわこ学院大学短期大学部

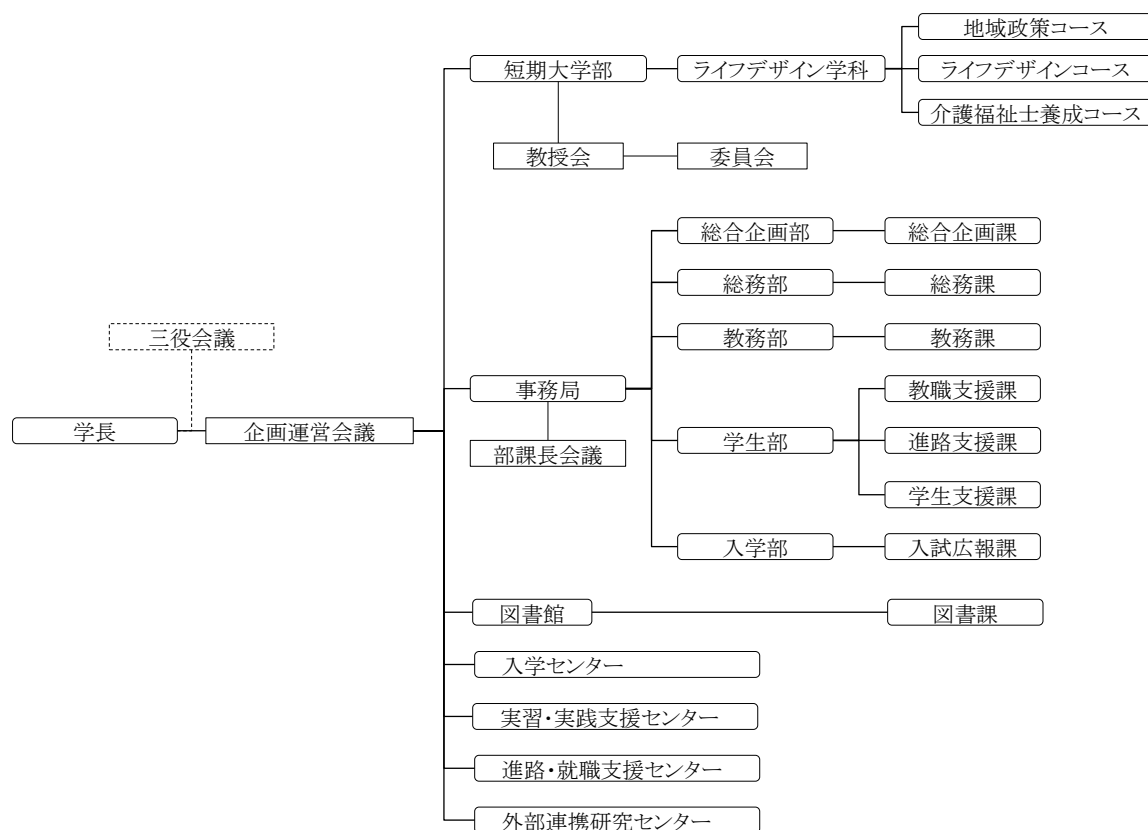
【資料 1-3-17】 学校法人滋賀学園規程集

(4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)

【資料 1-3-18】 学校法人滋賀学園規程集

(4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)

[図 1-3-1] びわこ学院大学短期大学部 組織機構図



(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

近年、大学運営は先行きが見通せない試練の時を迎えている。とりわけ、少子化の進行に伴う大学志望者の減少は、熾烈な学生確保や大学の大衆化による学力低下、さらには科学技術やグローバル化の進展が相俟って、これまでの延長線上にはない斬新な取り組みが求められるようになっている。

幹線交通から距離をおく本学の地理的条件や、単科大学として学問領域が限定されることなどの負の側面をしっかりと直視し、これらを適確に克服していくための不断の見直しは、本学の持続的発展にとってより重要である。

こうした現状認識のもとに、学生が意欲的に学べる環境づくり、例えば、体験型の教育やキャリア教育など学生が学びの目的を自得するための仕掛け、即ち、新たな教育システムや教育手法を取り入れていくことにより、教学の質的向上はもとより、学生がめざす職業人育成の土壌として機能することが期待できる。

[基準 1 の自己評価]

本学は開学以来、『地域に貢献する人材の育成』を教育理念とし、これを具現化するため

の教育条件や研究体制の整備を図ってきた。

ライフデザイン学科は、人間を理解し、円滑なコミュニケーションを身につけ、地域に生きる社会人の育成を最終目的としていることに鑑み、コースごとに実践と座学を組み合わせた独創的な教育課程を基本とした3つのポリシーを策定し、教学内容の深化と学生の学業への目的意識の涵養など一定の成果を上げている。しかしながら、世の中の変化はそれを大きく上回り、本学の存在価値を内外にアピールすることが大変難しくなっている。学生確保に向けての効果的な情報発信と資格取得を含め、地域から求められる人材となるための学修に、なお一層力を入れ教育力の質的向上を図っていくべきであると考えている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者の受け入れの方針の明確化と周知

【事実の説明】

本学の入学者の受け入れについては、複雑かつ多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする広範な知識と思考方法を修得し、地域社会に貢献しようとする学生を求め、以下に示すアドミッションポリシーに基づき実施している。

- ・地域政策学、情報学、会計学・商学、生活学、高齢者・障害者福祉学について、それぞれ専門的に研究したいと思う人
- ・地域政策学、情報学、会計学・商学、生活学、高齢者・障害者福祉学について興味があり、専門職としての学識と職能を得たい人
- ・高齢者や地域コミュニティに積極的にかかわり、企業・家庭・行政・NPOなどの住・ビジネス・情報・福祉に係る連携・協働のもとに、高齢化社会の生活創造・支援活動に参画したい人
- ・少子高齢化社会を取り巻く諸問題を真剣に受け止め、住、ビジネス、情報、福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

この内容については、「大学案内」「学生募集要項」「本学ホームページ」等に明示するとともに、学科の受け入れ方針とあわせて、高校教員対象入試説明会、オープンキャンパス、高大連携講座、高等学校訪問（進路指導担当者への説明や進学ガイダンスへの参加）等さまざまな機会を通して詳細に説明している。また、こうした対面的な働きかけと並行してフェイスブック等のソーシャルネットワークシステム等を活用して、潜在的な志願者の開拓を行っている。

具体的には、平成 26（2014）年度に開催した 9 回のオープンキャンパスでは、学科の教育目標やカリキュラムの説明、個別入試説明などを実施しており、この他、高等学校の要請による高大連携講座や高等学校生徒（1、2 年生含む）のキャンパス見学会などの高等学校や生徒達を対象とした多様なチャンネルを通してアドミッションポリシーを念頭においた大学の受入れ方針の説明と周知に努めている。【資料 2-1-1】～【資料 2-1-9】

【自己評価】

以上より、本学においては、アドミッションポリシーが明確に公表・周知されていると判断できる。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 2-1-1】 びわこ学院大学短期大学部 学生募集要項

【資料 2-1-2】 オープンキャンパス参加状況

【資料 2-1-3】 高校教員対象 平成 27 年度入試説明会 実施要項

【資料 2-1-4】 オープンキャンパス 2014 （チラシ）

【資料 2-1-5】 平成 26（2014）年度 滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座

【資料 2-1-6】 平成 26（2014）年度 滋賀県高校訪問記録、高校訪問記録（県外）

【資料 2-1-7】 平成 26（2014）年度 キャンパス見学会日程表

【資料 2-1-8】 2015 大学案内

【資料 F-2】 より

【資料 2-1-9】 ホームページ <http://www.newton.ac.jp/bgu/exam/> （入試情報）

2-1-② 入学者の受入れ方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

【事実の説明】

本学では、学生募集要項にアドミッションポリシーを記載し、その周知・徹底をはかっている。それは、本学ライフデザイン学科が目指す「学芸を教授・研究するとともに、複雑かつ多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする広範な知識と思考方法を修得させ、日常に起こる諸問題を合理的かつ科学的に解決することのできる教養豊かで、円満な人格をもつ人材の育成」といった教育目的を深く理解し、学修への高い意欲や良好な人間関係の構築を志向する学生の確保を念頭においたからである。そして、本学の入学者選抜は、「入学センター規程」に基づき適正かつ公正な体制のもとで実施しており、業務の総括は、規程に定める入試本部がこれを行っている。【資料 2-1-10】

なお、入試本部の所掌する入学試験の種別は以下の通りである。【資料 2-1-1】

AO 入試	自己 PR 書に基づく本学教員との個別面談試験により可否を判定する。なお、受験にあたり、事前相談を課している。
推薦入試 （公募制度）	小論文または 2 科目受験 ¹⁾ のいずれかと本学教員との集団での面接試験と書類審査により可否を判定する。
推薦入試 （指定校制度）	本学教員との集団での面接試験と書類審査により可否を判定する。
推薦入試 （自己推薦制度）	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により可否を判定する。
一般入試	1 科目受験 ²⁾ と書類審査により可否を判定する。
大学入試センター 試験利用入試	大学入試センター試験の対象科目により可否を判定する。

びわこ学院大学短期大学部

社会人入試	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により可否を判定する。
外国人留学生入試	本学教員による口頭試問と書類審査により可否を判定する。

- 1)…国語と英語の基礎問題 2)…国語総合（近代以降の文章）

本学では、入学者の選抜方法を多様化することで、受験者の入試種別の選択肢を広げるとともに、多様な学生を幅広く受け入れることに努めており、特に AO 入試に関しては、オープンキャンパス等での事前相談を課し、入学後のミスマッチを防ぐ工夫をしている。【資料 2-1-11】

なお、入学者選抜の実施方針、入試詳細、学生募集要項に関する事項等については、入試委員会での協議の後、本学教授会の審議を経ることになっている。また、入学試験問題については、入試問題作成委員会から問題作成を委嘱されたびわこ学院大学及び本学の教員による各教科の入試問題作成チームによって作成され、入学試験実施委員会の管理・運営のもとで採点が行われる。その際、出題者間で複数回のチェックを行うなど、採点ミスの発生防止に努めている。なお、可否判定にあたっては、入試判定委員会及び編入学等委員会による一次案をもとに本学教授会での審議を経て、合格者を決定している。【資料 2-1-12】

また、本学では、入学予定者が入学試験合格後も学習を継続し、入学後の専門教育カリキュラムに不安なく取り組むことができるよう入学前学習を実施している。その学習対象は、AO 入試、指定校制推薦入試及び公募制推薦入試（前期・後期）の合格者であり、その内容について、地域政策コースとライフデザインコースでは、次の 3 つの課題①一般常識や SPI の基礎的な問題集、課題②新聞記事スクラップノートの作成（記事数 30 件以上）、課題③情報に関連する検定試験受験の推奨である。また、介護福祉士養成コースにおいては、必須課題としてコメントノートの作成（記事数 30 件以上）及び感想文（1000 字以上）を課しており、推奨課題としては福祉関連のボランティア活動を推奨している。【資料 2-1-13】

【自己評価】

以上より、本学においては、アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用していると判断できる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-10】学校法人滋賀学園規程集

（4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程）

【資料 2-1-11】びわこ学院大学短期大学部 AO 入試事前相談報告書

【資料 2-1-12】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部

入学試験の組織体制図 （平成 27 年度入試）

【資料 2-1-13】入学前学習関連資料（配付資料）

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

本学は、入学定員及び収容定員に見合った適切な教育環境の維持、確保を念頭に、在籍学生の安定的確保に向けて、入学センターを中心に全学挙げての精力的な取り組みを進めてきた。しかしながら、ここ数年における本学の入学者数の動向は、総じて減少傾向にあり、平成 25（2013）年度における本学の入学生比率は 69.0%に留まった。そして、少子化と学生の短期大学離れが進む社会情勢の中で本学全体の定員の適正化を図るため、平成 26（2014）年度においてライフデザイン学科のコース改編が成され、地域政策コース、ライフデザインコース、介護福祉士養成コースの 3 コースとなり、本学の入学定員が改定（20 人減）され、80 人になった。この年度の入学定員に対する入学者数の比率は 75.0%であり、前年度（69.0%）よりは上がったが、平成 27（2015）年度の入学者数の比率は県内高卒就職率の増加や深刻な若者の介護離れ等の社会的影響もあり 62.5%に留まる結果となった。この結果より、本学はここ数年入学定員の確保に至らず、収容定員に対する在籍者数の未充足が続いている。

過去 2 年（2014 年度・2015 年度）における収容定員の平均充足率は約 7 割（69.6%）に留まっている。もちろん、本学の魅力である少人数教育という教育環境の観点からは概ね適切な学生受入れ数の維持がなされているとも判断できる。しかしながら、本学の入学者数や在籍者数には総じて減少傾向が伺えるため、本学では入学定員の確保と収容定員の充足が最重要課題である。【資料 2-1-14】

【自己評価】

以上より、本学では入学定員の確保と収容定員の充足が最重要課題であるが、少人数教育という教育環境の確保という観点からは概ね適切な学生受入れ数の維持がなされているとも評価している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-14】入学者数、定員充足率 推移（過去 5 年）

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 26（2014）年度の学内組織の改編に伴い、入学試験制度全体の見直しが図られたことにより、平成 27（2015）年度入試は、「びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程」に基づき入試本部がこれを行った。これにより、入学試験実施に係る組織体制がより明確かつ公正に機能しうるものとなった。

今後の 18 歳人口の動向や受験志望分野の多様化が進むなか、「入学検定料フリーパス制度」や「ファミリー優遇制度」といった優遇制度に加えて、「資格取得奨励金」及び「公務員奨励金」等という本学独自の奨励金制度を充実させることにより、優秀な人材の確保に努める。

また、本学ライフデザイン学科はコース改編（2014 年度）からまだ日も浅いので、今後は高校訪問、高大連携講座、オープンキャンパス、大学のホームページ等を通して学科の魅力を広くアピールし、学科の教育方針等を十分に浸透させていくことに加え、資料請求

者等の「積極的接触者」へのアプローチを強化し、学生募集における効果を高めていきたい。そして、若者の介護離れが大きな社会問題化している現在の介護福祉士養成コースの入学確保のために、高等学校での福祉関連の出前授業等を積極的に受け入れるとともに、福祉施設で働く多くの卒業生には、施設見学や体験授業で施設にきた高等学校の学生達に本学介護福祉士養成コースの魅力を語り伝えてもらい本学のオープンキャンパスへの参加学生数を増やし、入学者数の確保につなげていきたい。

以上の通り学生の受入れについては、これまでアドミッションポリシーに沿って入試制度や試験内容等について見直しや改善を図り、一定定着しつつある。しかしながら、全国的には入学試験制度のあり方が議論されている時期でもあることから、これらの推移を見守りながら本学独自の態勢整備に向けて、研鑽を深めていきたい。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【事実の説明】

本学学則の第1条2項に、短期大学部ライフデザイン学科の教育目的として、「生活設計に関わる広範な知識・技術を教授し、企業実務及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする」としている。

この教育目的をもとに立てたディプロマポリシーとカリキュラムポリシーに基づき、教育課程を設定している。これらはいずれもシラバスの巻頭に掲載し明示している。また、すべての開講科目についてディプロマポリシーにおける当該科目の位置づけと到達目標を明示している。【資料 2-2-1】

【自己評価】

上記のように、本学では教育目的に則り各コースの教育課程を実践しており、教育目的を踏まえた教育課程の編成方針は明確であると考ええる。

＜エビデンス集 （資料編）＞

【資料 2-2-1】 2015 シラバス (p.3) ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー

【資料 F-5】 より

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【事実の説明】

前述のディプロマポリシーとカリキュラムポリシーをもとに、ライフデザイン学科の教育課程を編成している。さらに、これらの教育目標を教職員が共通認識するために、各コースの教育課程を示している。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

また、平成 26（2014）年度から CAP 制を取り入れ、学生の学習時間の確保に努めている。【資料 2-2-3】

本学では、FD 委員会を中心に企画した FD 研修を実施し、これは原則全教員が参加することになっている。【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】

その他、教員間での授業公開を全学一斉に行うなど、各教員が自律的に授業内容や授業方法の改善・向上や教授方法の工夫・開発に努めている。【資料 2-2-7】

【自己評価】

本学では、教育課程の編成方針に則って教育課程を体系的に編成し、FD 活動をとおりて教授方法の工夫・開発に努めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-2-2】 2015 学生ハンドブック （p.65） 科目配置表

【資料 2-2-3】 2015 学生ハンドブック （p.23） CAP 制

【資料 2-2-4】 平成 26（2014）年度 第 1 回 FD 研修会報告書

【資料 2-2-5】 平成 26（2014）年度 第 2 回 FD 研修会報告書

【資料 2-2-6】 平成 26（2014）年度 第 3 回 FD 研修会報告書

【資料 2-2-7】 平成 26（2014）年度 公開授業参加報告書

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

社会の変革と地域のニーズの変化を的確にとらえ、それに沿った教育課程を編成するため、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを年度ごとに点検し、必要に応じて見直しを図る。

FD 委員会は、関西地区 FD 連絡協議会における交流等を活かし、有効な FD への取り組みを日常的に模索し、全学的な研修を定期的に行うことはもとより、教員各自の主体的な取り組みを支援する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

入学時にはアドミッションポリシー及びディプロマポリシーの説明と履修指導、また各年度開始時の履修指導を、教職員が協力しながら行っている。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】

履修結果などを学生自身が記録する「学修の記録」をもとに、クラス及びゼミ担当教員が学生指導を行っている。1 年次の基礎演習の時間に「学修の記録」の作成と利用方法についての説明を行い、学修支援や授業支援の充実に努めている。「学修の記録」は、原則として個別面談において、記述内容を確認することとしており、学生指導の充実に努めている。【資料 2-3-3】

職員による授業支援として、視聴覚機器、教育機器の維持管理、学力支援講座、進路指導などにおいて支援や指導を実施している。

学修支援については、基礎学力の向上を目的として、進路支援課が実施している基礎学力講座があり、組織的、継続的に行っている。

オフィスアワーは、昼休み時間を利用して行っており、各教員の開催可能曜日の一覧を掲示にて案内している。前述したように、クラスやゼミにおける「学修の記録」を利用した面談指導を行っており、また学生自身の研究室訪問などもあり、オフィスアワー的な意味をもっている。

短期大学部では TA による授業支援を行っていないが、介護福祉士養成コースでは、平成 25 (2013) 年度より卒業生をアシスタントとして採用し、授業支援の充実に努めている。(生活支援技術演習) また、ポータルサイトなどの IT 設備の活用を行っている。

【資料 2-3-4】

休学学生・退学学生については、クラス・ゼミ担当教員が当該学生から事情を面談による聞き取りを行っている。場合によっては、保護者の方の来学を得て、教務職員をまじえて単位取得の状況等を踏まえた丁寧な進路指導を行っている。

【自己評価】

本学では、学生への学修支援にあたり、教員と職員の協働を進め、多様な場面において学修支援及び授業支援の充実に努めている。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 2-3-1】平成 27（2015）年度 新入生オリエンテーション 実施要項

【資料 2-3-2】平成 27（2015）年度 在学生オリエンテーション 実施要項

【資料 2-3-3】学修の記録

【資料 2-3-4】2015 シラバス（pp.192-193）

【資料 F-5】より

（3）2-3 の改善・向上方策（将来計画）

教員と職員はその数も少なく、日常的にコミュニケーションがとりやすい環境にあるが、人員配置の変更などによって、意思の疎通が難しくなることも考えられる。今後は組織全体の取り組みとして、必要な協議、情報交換等の時間を定期的に設定することも必要であるとする。

また、平成 28（2016）年度から学生情報の一元化を図るシステムを導入する予定であり、その情報を教職員が共有することによって、学生の学習・生活への支援がより効果的になされることを期待している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

＜2-4 の視点＞

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

（1）2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

（2）2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【事実の説明】

短期大学部ライフデザイン学科のディプロマポリシーは、次のとおり定めており、これに則り運用している。【資料 2-4-1】

- ・家庭、職場、地域社会など広範囲な生活領域で、創造的に対応しうる意思と素養を有している。
- ・新しい生活スタイルの創造や優れた職業人になるための情熱と倫理観を持ち、高い技能と豊かな表現力を身につけている。
- ・自己の学習課題を明確にし、課題解決のための継続的な研鑽ができる。
- ・人間関係を豊かに育てることができる“人間味”を持ち、社会の一員として適切な行動ができる。
- ・日常生活における諸問題を解決するための能力、具体的方策や技術を修得し、地域活動や仕事を通して他人を支援できる。

びわこ学院大学短期大学部

ライフデザイン学科の単位認定要件については、「びわこ学院大学短期大学部ライフデザイン学科授業科目履修及び試験等に関する規程」において、科目履修、試験、成績評価基準等を定めており、これらの内容については、学生ハンドブックに記載するとともに、オリエンテーションなどにおいても学生への周知を図っている。また、各科目の単位認定については、シラバスにおいてもそれぞれの科目の成績評価基準を示している。

【資料 2-4-2】

進級の要件については特に定めてはいない。卒業の要件としては、ライフデザイン学科に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者に、教授会の議を経て認められている。また、ライフデザイン学科(介護福祉士養成コースを除く)の卒業が認められた者には、短期大学士(家政学)が、ライフデザイン学科介護福祉士養成コースの卒業が認められた者には、短期大学士(社会福祉学)の学位が与えられる。

これらの詳細については、「学生ハンドブック」に明示している。【資料 2-4-3】

【自己評価】

本学では、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用に勤めている。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 2-4-1】 2015 シラバス (p.3) ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー 【資料 F-5】 より

【資料 2-4-2】 2015 学生ハンドブック (pp.154-158)

びわこ学院大学教育福祉学部 授業科目履修及び試験等に関する規程

【資料 F-5】 より

【資料 2-4-3】 平成 26 (2014) 年度 卒業判定資料 (教授会資料)

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

シラバス、ハンドブックで基準の明確化を示しており、教授会などにおいて適正に実施している。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【事実の説明】

ア インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備

平成 26（2014）年度から、学生の将来の希望職種に合わせて、「介護福祉士養成コース」と「地域政策コース」、「ライフデザインコース」にコース改編した。

「地域政策コース」と「ライフデザインコース」では、学科科目として 1 年次に「インターンシップ実習指導」及び「インターンシップ実習」を設け、学生の目指す専門分野に関連した職場などで一定期間の職業体験をする。また、教養科目ではあるが、1 年次に「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」を開講している。大学から社会へのスムーズな移行に向け、生きることや人生について、職業とは何かについて考えることで、生き方や働き方の見取り図が構想できるように学修している。学修した気づきや学びをゼミ・サークル活動や資格取得等へ波及することができるようにするのも目標の一つである。【資料 2-5-1】

「介護福祉士養成コース」では、介護福祉士国家資格の取得を目標とし、一定期間の学外実習が義務付けられている。学科科目として「介護総合演習Ⅰ」、「介護総合演習Ⅱ」、「介護総合演習Ⅲ」、「介護総合演習Ⅳ」の実習指導科目と「介護実習Ⅰ」、「介護実習Ⅱ」、「介護実習Ⅲ」、「介護実習Ⅳ」の実習科目を開講している。【資料 2-5-2】

「地域政策コース」と「ライフデザインコース」では、外部教育関連企業と連携し、公務員試験や就職試験合格を目指す専門講座を開講し、費用の一部を本学が補助している。【資料 2-5-3】

本学独自の奨学金制度として、公務員試験に合格すると当該特別カリキュラムの受講料を全額返還する「公務員奨励金」制度を導入した。また、資格取得奨励金制度を設け、本学指定の対象資格を受験し取得した学生に対し奨励金を支給する制度で、在学中の資格取得をサポートしている。【資料 2-5-4】

イ 就職・進学に対する相談・助言体制

「進路支援課」を設置し、日常的に学生の相談・指導などを行っている。入学オリエンテーションから就職ガイダンスを実施し、保護者に対しても「進路・就職等報告会」を実施している。定例の「進路委員会（平成 27 年 1 月から進路・就職支援センター企画運営委員会）」では、就職担当の作成した資料をもとに、進路ガイダンス、就職対策講座、個別面談等の事業情報を共有しつつ、学生の入学時からの就職・進路目標を実現するため支援を行うことができた。

就職・進路に関する情報や資料等は、進路支援課の室内や外部の掲示板に貼り出し、積極的に情報提供を行うことができた。また、1 年次のクラス担任、2 年次のゼミの担当教員が「学修の記録」を活用した個別面談を実施し、学生の一人ひとりの進路・進学の相談を行っている。クラス・ゼミ担当教員と進路支援課職員との情報交換も必要に応じて行われ、学生一人ひとりの状況を把握しながら細やかな進路・就職のための支援を行うことができた。【資料 2-5-5】

【自己評価】

入学オリエンテーションから就職に関するガイダンスを実施し、資格取得と進路サポートを体系的に実施している。就職や進学に対する相談・助言体制として、「進路支援課」の職員、クラス・ゼミ担当教員が相談を受け、「進路・就職支援センター企画運営委員会」で学生情報の一元的な管理と指導が容易にできおり、基準項目 2-5 を満たしている。

<エビデンス集 (資料編)>

- 【資料 2-5-1】 2015 シラバス (p.185)「インターンシップ実習指導」シラバス 【資料 F-5】 より
2015 シラバス (p.185)「インターンシップ実習」シラバス 【資料 F-5】 より
2015 シラバス (p.138)「キャリアデザインⅠ,Ⅱ」シラバス 【資料 F-5】 より
【資料 2-5-2】 2015 シラバス (pp.196-197)「介護総合演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ」シラバス 【資料 F-5】 より
2015 シラバス (p.198)「介護実習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ」シラバス 【資料 F-5】 より
介護実習ハンドブック
【資料 2-5-3】 2015 大学案内 (p.38,66) 【資料 F-2】 より
【資料 2-5-4】 資格取得奨励金制度に関する運用規定
【資料 2-5-5】 学校法人滋賀学園規程集
(4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)
2015 学生ハンドブック (pp.122-125) 【資料 F-5】 より

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

キャリアガイダンスに関しては、建学の精神である「地域に貢献できる人材育成」を目指し、資格取得と学修を深めるため、外部教育関連企業と連携した専門講座の開講や学生の修学意欲向上を図る資格取得奨励金制度を実施している。

「学校法人滋賀学園中期経営計画」のとおり、学生のキャリア形成のためのカリキュラム改革を教務委員会と連携し、キャリア形成の支援を継続して実施していく。

公務員試験合格のための専門講座や資格取得の奨励、インターンシップや学外実習、ボランティア活動への取り組みなど、今後も地域との連携を通じた教育と就職の支援に取り組んでいく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

【事実の説明】

ア 進路状況の調査による教育目的の達成状況の点検・評価

ライフデザイン学科において、進路・教職支援センターが把握している進路先の情報をもとに、卒業生の就職率や職種などを中心に分析を行うことで、教育目的の達成状況を点検・評価している。なお、直近の卒業生の進路先は [表 2-6-1] [表 2-6-2] に示したとおりである。

[表 2-6-1] 平成 25 (2013) 年度卒業生の進路先

コース 職種	情報技術		現代 ビジネス		建築設計・ 建築士養成		インテリア デザイン		介護 福祉士養成		計	
民間企業	5	83.3%	4	44.4%	1	100%	3	60%	1	2.0%	14	20.0%
医療・福祉	0	0.0%	2	22.2%	0	0.0%	0	0.0%	45	91.8%	47	67.1%
進学	1	16.7%	1	11.1%	0	0.0%	1	20.0%	2	4.1%	5	7.1%
公務員	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%
家事・その他	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%	1	20.0%	1	2.0%	3	4.3%
計	6	100%	9	100%	1	100%	5	100%	49	100%	70	100%

[表 2-6-2] 平成 26 (2014) 年度卒業生の進路先

コース 職種	情報技術		現代 ビジネス		建築設計・ 建築士養成		インテリア デザイン		介護 福祉士養成		計	
民間企業	6	66.7%	2	33.3%	5	100%	2	100%	1	2.8%	16	27.6%
医療・福祉	0	0.0%	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	30	83.3%	31	53.4%
進学	1	11.1%	3	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.8%	5	8.6%
公務員	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家事・その他	2	22.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	11.1%	6	10.3%
計	9	100%	6	100%	5	100%	2	100%	36	100%	58	100%

ライフデザイン学科では、平成 26 (2014) 年度の卒業生の進路先状況として、企業実務系（「情報技術」「現代ビジネス」「建築設計・建築士養成」「インテリアデザイン」）

の各コース卒業生 22 名中 15 名 (68.2%) が地元を中心とした民間企業に、介護福祉士養成コース卒業生 36 名中 30 名 (83.3%) が医療・福祉関係施設への就職となっている。この状況は、その前年度 (平成 25 (2013) 年度) においても企業実務系コース卒業生 21 名中 13 名 (61.9%) が企業就職、介護福祉士養成コース卒業生 49 名中 45 名 (91.8%) が医療・福祉施設への就職となっており、「生活設計に関わる広範な知識・技術を教授し企業実務及び福祉に関して高度な専門性を有する人材を育成する」という学科の教育目的が達成されている。

イ 学生の就職先等へのアンケート調査による教育目的の達成状況の点検・評価

平成 26 (2014) 年度、本学の初めての試みとして、学生が就職した一般企業の評価を把握するため、企業向けのアンケート調査を実施した。具体的には、①本学卒業生の印象について 20 項目を列挙して、それぞれに 5 段階で評価するとともに、②その企業が採用にあたって重視する項目を先の 20 項目の中から 5 点を選択してもらった。

これをもとに、企業が「採用にあたって重視する点」と「本学卒業生の印象評価」(平成 24 (2012) 年度・平成 25 (2013) 年度卒業生) の対応関係を分析したところ、「採用に当たって重視する点」の上位 10 項目の内 7 項目が、「本学卒業生の印象評価」の上位項目とほぼ一致しており、企業が求める学生を送り出せていることが確認できた。[表 2-6-3]

[表 2-6-3] 「企業が重視する点」と「本学卒業生の印象評価」の比較

平成 24・25(2012・2013)年度卒業生
就職先企業・施設アンケート調査 (短期大学部)
回答/調査 = 49/82

・採用にあたって、
どのような点を重視されますか

(社)

・本学の卒業生の印象について、
どのように評価されますか

(5 段階評価の平均)

1	責任感がある	35
2	人への思いやりがある	33
3	誠実である	30
4	コミュニケーション能力がある	29
5	熱意・意欲がある	25
6	協調性がある	23
7	社会常識がある	18
7	行動力がある	8
9	粘り強さがある	7
10	チャレンジ精神がある	6

1	誠実である	4.1
2	人への思いやりがある	4.0
3	責任感がある	3.9
4	協調性がある	3.9
5	熱意・意欲がある	3.8
6	仕事への理解力がある	3.7
7	コミュニケーション能力がある	3.6
7	粘り強さがある	3.6
9	社会常識がある	3.5
9	柔軟性がある	3.5
9	専門知識・技術がある	3.5

【自己評価】

先述のように、卒業生の進路状況及び学生の就職先等へのアンケート調査から企業実務及び福祉専門職を養成するというライフデザイン学科の教育目的を達成している。ま

た、本学は、専門職養成という教育目的に向けて、学修や生活環境、教職員の支援が効果的に機能しており、卒業生の就職先の企業等からも概ね良好な評価を受けていることから、本学の建学精神である「地域に貢献する人材の育成」は内外に浸透しているものと認識している。

2-6-② 教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【事実の説明】

達成目標の評価にあたり、進路状況調査や就職先等への調査アンケートの結果は、コース会議及び教授会に報告され、学科はこれらの結果をもとに次期カリキュラム作成や学習指導改善に取り組んでいる。ライフデザイン学科においては、平成 23 (2011) 年度、平成 25 (2013) 年度にカリキュラムの改訂を行っており、現在は、平成 29 (2017) 年度の次期改訂に向け準備を進めているところである。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】

【自己評価】

本学では、卒業生の進路先状況調査や学生の就職先等へのアンケート調査の点検・評価結果は教育内容（カリキュラム）の改善（訂）のための資料として、また、先述の授業評価アンケートや教員相互による公開授業の点検・評価結果は教育方法や学生指導等の改善資料としてフィードバックされており、教育内容、教育力の全般的なレベルアップが図れているものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-6-1】 2011 学生ハンドブック (pp.34-37.) 2010 年度生カリキュラム

【資料 2-6-2】 2011 学生ハンドブック (pp.38-41.) 2011 年度生カリキュラム

【資料 2-6-3】 2013 学生ハンドブック (pp.42-45.) 2013 年度生カリキュラム

【資料 2-6-4】 びわこ学院大学短期大学部 中期計画

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生が就職した企業アンケートの調査結果によると、「専門的知識・技術がある」の項目についての印象評価点が 9 位と低位であったことから、このことを念頭に置いた教育課程の更なる充実や科目担当者間の連携推進等による学生の習得度向上をはかっていきたい。

平成 26 (2014) 年度卒業生の進路先 [表 2-6-2] では、公務員が 0 名だけであったが、平成 27 (2015) 年度は地域政策コースを設置してから初めての卒業生を輩出することになるため、その合格率を高めるためさらなる努力が必要である。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

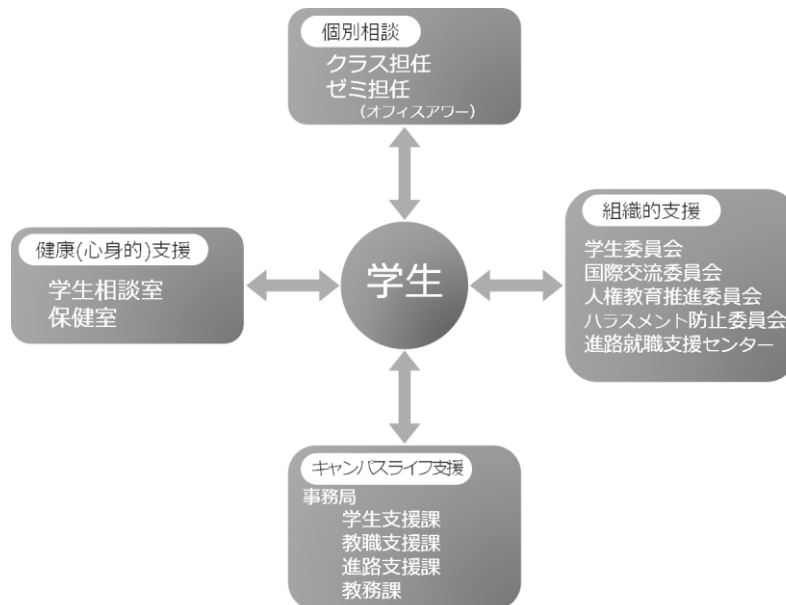
基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生が充実した学園生活を送ることができる環境づくりは、学業の質を高める上でも重視すべき課題である。本学では「学生委員会」と「進路・就職支援センター」が中心となって、[図 2-7-1] のとおり、学生支援に関するさまざまな制度設計や窓口業務のほか、「学生アンケート」による意識調査など全学的な学生支援活動を展開している。このほか、学生生活の安定に資する組織として、「人権教育推進委員会」と「ハラスメント防止委員会」を設置し、学生と教職員の人権意識の高揚とセクシャル・ハラスメントなどの防止に力を入れている。そして、四大と短大の学生をあわせて、学生生活に対する支援を行っている。

[図 2-7-1] 学生支援体制組織図



個別分野ごとの取り組みは次のとおりである

ア 学生サービス、厚生補導のための組織の設置

学生サービスと厚生補導業務を所轄する「学生委員会」では、月次の定例会議において学生生活全般に関する支援の在り方などについて協議を行っている。【資料 2-7-1】

また、事務組織としては、学生部に教職支援課、進路支援課及び学生支援課の3課を置き、学生からのさまざまなニーズに対応している。

学生支援課では、日常的な窓口対応のほか、学生が学業に専念できるように経済面や生活面、健康面からのサポート業務を、また、教職支援課及び進路支援課では、進路・就職などに関する相談・指導業務を所掌している。【資料 2-7-2】

イ 学生の人権保障とハラスメント防止等の対応

学内に「人権教育推進委員会」及び「ハラスメント防止委員会」を設置し、学生及び教職員の人権を保障するための取り組みを行っている。【資料 2-7-3】【資料 2-7-4】なお、「ハラスメント防止委員会」は、従来「セクシャル・ハラスメント防止委員会」と称していたが、他者に対する発言・行動などで相手を傷つけるような様々な事象にも包括的に対処する視点から名称を変更した。

学生のための人権研修は、幅広く人権問題をとらえ、11 月に DV についての講演会を実施し、啓発を行っている。[表 2-7-1]

ハラスメント防止対策については、年度初めのオリエンテーション時に、注意啓発を行い、掲示板での啓発ポスターの貼付など、日頃から意識喚起に努めている。また、相談者への対応については、教員 4 名によるセクシュアル・ハラスメント相談員を掲示板に公示するほか、学生支援課にメール・ホットラインを開設して携帯電話からのメール相談にも、気軽に、いつでも、迅速に対応できるよう態勢を整えている。なお、当委員会では [表 2-7-2] のとおり、取り組みを行っており、平成 26 (2014) 年度においては、ハラスメントに関する事例や訴えは届いていない。【資料 2-7-3】【資料 2-7-4】【資料 2-7-5】

[表 2-7-1] 人権学習会開催状況 (大学共通)

年度	学生対象研修	教職員対象研修
2014 年度	「デート DV って何？」 講師 NPO おうみ犯罪被害者支援センター 松村裕美 氏	心は常に柔らかく耕していなければならない 講師 普照房 慈弘 氏

[表 2-7-2] セクシャル・ハラスメント防止委員会の状況 (大学共通)

年度	取 り 組 み 内 容
2014 年度	新入生オリエンテーションにて、セクシャル・ハラスメント防止について注意啓発

(平成 26 年 12 月よりハラスメント防止委員会に改称)

ウ 学生に対する経済的な支援

日本学生支援機構による奨学金受給者は、平成 26 (2014) 年度では第一種 7 名、第二種 17 名、併用 2 名で計 26 名である。[表 2-7-3]

本学独自の奨学金制度には、ファミリー優遇制度がある。また、奨励金制度としては、資格取得奨励金制度、公務員奨励金制度がある。平成 26 (2014) 年度はファミリー優遇制度については 18 名が適用を受けている。

また、平成 26 (2014) 年度より開始された資格取得奨励金については 1 名適用を受けている。公務員奨励金については公務員試験の合格が要件のため、平成 26 (2014)

びわこ学院大学短期大学部

年度の適用はない。[表 2-7-4]

外国人留学生については、日本学生支援機構による学習奨励費制度があり、平成 26 (2014) 年度では 1 名が適用を受けている。

本学独自の外国人留学生に対する奨学金制度には、入学金、検定料免除、授業料の半額免除の外国人留学生奨学金制度と家賃補助の外国人留学生制度がある。平成 26 (2014) 年度は両制度とも外国人留学生 6 名全員が適用を受けている。

また、外国人留学生に関する支援としては、日本で生活するための諸手続きや生活用品の貸与などの住居支援、アルバイトの情報提供などを行っている。【資料 2-7-6】【資料 2-7-7】

[表 2-7-3] 日本学生支援機構奨学生の状況 (短期大学部のみ)

平成 27 (2015) 3 月 31 日現在

	学生数 (A)	奨学生数				割合 (B/A)
		第一種	第二種	併用	計 (B)	
2013 年度生	62	3	10	2	15	24.2%
2014 年度生	61	4	7	0	11	18.0%
計	123	7	17	2	26	21.1%

[表 2-7-4] 本学独自の奨学金、奨励金制度の適用状況 (短期大学部のみ)

平成 27 (2015) 3 月 31 日現在

	学生数 (A)	奨学生数			割合 (B/A)
		資格取得 奨励金	ファミリー 優遇	計 (B)	
2013 年度生	62	なし	14	14	22.3%
2014 年度生	61	1	18	19	31.1%
計	123	1	32	33	26.8%

※資格取得奨励金制度・・・本学が推奨する資格を取得した場合、資格に応じた奨励金を給付する制度

※ファミリー優遇制度・・・受験生の兄弟・姉妹・親子が本学を卒業しているか、現在、在学している場合は、入学金の半額を免除。更に同時在籍の場合、同時在学期間中の授業料を半額免除する制度。

エ 学生の課外活動に対する支援

平成 21 (2009) 年度からは大学と短期大学部の学生との合同によるサークル活動が行われるようになった。平成 26 (2014) 年度は体育系・文化系を合わせて 21 団体、となっている。

また、認定されたクラブに関しては、活動内容に応じ、学友会から活動費を支給し活動支援を行っている。【資料 2-7-8】

但し、短大部の学生については、授業や実習の関係で、クラブ・サークル活動の参加者は少ない。

オ 「学友会」運営支援

学友会活動の大きな事業としては、毎年 11 月 3 日に開催される大学祭や各種ボランティア活動、卒業時の記念事業などがある。特に学生が企画から運営全般にわたって主体的にプロデュースする大学祭には近隣住民の参加が多く地域の風物詩的な存在になっており、学生の大きな励みにもなっている。【資料 2-7-9】【資料 2-7-10】

カ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

学生相談室については、年度初めのオリエンテーション時に学生相談室案内を配布し、相談室へのアクセス方法やプライバシーの保護などについて周知する一方、相談室の利用が望ましいと思われる学生については、クラス及びゼミを担当する教員から利用を促している。カウンセラーは、学生の相談状況及び対応方法などについて学生委員会にて情報提供を行っている。【表 2-7-5】

本学では日ごろからクラス・ゼミ担当教員が相談を受け、問題解決にあたっている。このため、傾向として、学生が相談室を利用するのは、相当深刻な事態になった段階で、行動に移すことが多い。また、コース別会議では、特に「気になる学生」に対するケアの時間を確保し、教員間での意見交換を行うとともに、情報の共有に努めている。【資料 2-7-11】

本学では保健室担当者を配置し、健康相談に応じるとともに、応急処置を行い必要に応じて病院への手配を行っている。また、全学生を対象にした定期健康診断を行い、異常が見られた者への適切な保健指導を行っている。【資料 2-7-12】

【表 2-7-5】 学生相談室利用件数（大学含む） (人)

年度	相 談 時 間	のべ利用者
2014 年度	月・木 12:00～15:00	26

【自己評価】

小規模校の特性を活かして、教職員が一丸となり、入学時から学業、健康、生活や経済援助、交友関係などにわたって、きめ細かな個別支援がなされており、学生サービスや厚生補導においても一定水準の対応が維持できていると認識している。また、人権・セクハラ研修においても、身近な事例をもとに理解を深めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-7-1】 学校法人滋賀学園規程集（3-33 びわこ学院大学短期大学部 学生委員会規程）

【資料 2-7-2】 学校法人滋賀学園規程集（1-5 事務組織規程）

【資料 2-7-3】 学校法人滋賀学園規程集

（3-35 びわこ学院大学短期大学部 人権教育推進委員会規程）

【資料 2-7-4】 学校法人滋賀学園規程集

（3-39 びわこ学院大学短期大学部 ハラスメント防止委員会規程）

【資料 2-7-5】 学生委員会議事録（第 12 回）

【資料 2-7-6】 留学生のための生活ハンドブック

【資料 2-7-7】 びわこ学院大学借上宿舍入居のしおり

【資料 2-7-8】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課外活動団体に関する規程

【資料 2-7-9】 平成 26（2014）年度 紅葉賀祭パンフレット

【資料 2-7-10】 平成 26（2014）年度 学友会事業報告

【資料 2-7-11】 コース会議 議事録

【資料 2-7-12】 2015 学生ハンドブック （p.117,119,130）

【資料 F-5】 より

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【事実の説明】

学生生活全般に関する学生の意見や要望の把握は、卒業生を対象としたアンケートと在校生に対する学生生活実態調査、そして意見箱の設置によって図っている。卒業生を対象としたアンケート調査では、大学生生活での感想や後輩を念頭においた改善事項が主な内容になっており、これらは FD 委員会で分析検討し、翌年度の第一回教授会で委員会報告として公表している。

また、平成 26（2014）年度に実施した「学生生活に関するアンケート調査」は、学生生活のうち、住居、経済生活、交友関係、学内施設の利用、課外活動、卒業後の進路など、37 項目を調査項目としており、全学生の 81.7%から回答が寄せられた。【資料 2-7-13】

アンケート結果の中で、大学生生活の目的に「資格を取得する」は半数以上あるが、資格取得奨励金の利用者は少ない。このため、次年度のオリエンテーション時やゼミ、クラス活動の場において周知徹底したい。

意見箱については、学生食堂と学生ホールに設置しており、定期的にチェックした上で、必要に応じ学生委員会で報告している。

こうした定型的な意向調査とは別に、毎年、「学長と学生・学友会代表の懇談会」が設けられており、平成 26 年（2014）年度においてもたれた会議では、食堂利用、スクールバス、駐車場、図書館、キャンパスアメニティーなど施設・設備の利用に係わることや教育指導のあり方、経済面での支援など、大学生生活全般に関する事項が話し合われた。

【資料 2-7-14】

これらの要望事項については、財政面や施設構造、制度面からの制約もあって直ちに対応できない事項もあるが、たとえば、一部のトイレのウォシュレット化や駐車場の舗装など取り組みが可能なものについては適宜改善策を講じている。また、ソフト面での要望としてキャンパス内での喫煙禁止についても、受動喫煙防止の観点から全面禁煙に向けて段階的な取り組みを進めている。【資料 2-7-15】

なお、意見・要望に関する全般的な対応方針については、まずは学生委員会で分析評価したうえで、企画委員会で協議し、可能な事項から所要の改善措置を講じることとしている。

【自己評価】

学生生活全般に関する学生たちの意見・要望は、アンケート調査などを通して適正に把握しており、その分析結果については、取り組み可能なものから順次対応している。

学生サービスについては、小規模大学であることから教職員が個別に対応するケースが多く、それらをコース会議などの議題に載せ、共有化に努めている。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 2-7-13】平成 26（2014）年度「学生生活に関するアンケート調査」集計結果

【資料 2-7-14】平成 26（2014）年度 学長と学生との懇談会記録

【資料 2-7-15】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 学内禁煙推進計画

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活の支援

人権学習については、講演会を聞く形式が固定しているため、学生同士の話し合いの時間を設けるなど取り組みの改善が必要である。また、ハラスメント防止研修も学生の視線で話題を取り上げるとともに、親しみの湧く啓発資料などにより、自分の問題として関心を持つように工夫する必要がある。

学生の意見・要望への対応

学生生活に関する学生の要望は、学生委員会で集約している。これまで食堂利用、スクールバス、談話室の拡張、キャンパス・アメニティに関する課題が指摘されてきた。これらについては、可能な事項から順次改善をくわえているが、先送りされているものもある。今後、アンケート調査を定量的に集約し、中長期計画に位置づけるなど具体化のシナリオを提示していきたい。

社会情勢の変化に伴って学生をめぐる問題も年々質的な違いを帯びている。これまでは、様々な生活相談に関して、クラス、ゼミの担当者が受容的な態度で生活相談に応じるなど、きめこまやかな支援を行ってきたが、専門的な視点から一步踏み込んだ対応ができるよう体制面での整備が求められる。こうしたことから、平成 27 年（2015）年度において、体調不良者への日常的な対応はもとより、精神面での悩みを持つ学生に対するメンタルな相談ごとにも対処できる保健室担当者を配置している。

2-8 教員の配置・職能開発等

＜2-8 の視点＞

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD（Faculty Development）をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

本学における学科の教員数は、エビデンス集・データ編【表 F-6】に示すとおりであり、短期大学設置基準に沿って適切に配置している。専任教員の年齢バランスは、採用時に考慮しており、教育課程の運用に支障の無いようにしている。専任教員の年齢別比率は、60 代以上 33.3%、50 代 22.2%、40 代 33.3%、30 代以下が 11.1%となっている。

専任と非常勤の教員構成は、専任教員数が 8 名、非常勤教員数が 22 名であり、また専任教員による開設授業科目数は 59 科目、非常勤によるものは 52 科目であり、専任教員の占める授業科目比率は 53.2%である。【資料 2-8-1】

【自己評価】

ライフデザイン学科の専門分野に応じて必要な専門教員を確保し、適切に配置している。

<エビデンス集・データ編>

【表 F-6】全学の教員組織

【表 2-15】専任教員の学部ごとの年齢別の構成

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-8-1】2015 学生ハンドブック (p.168,169)

びわこ学院大学短期大学部 教員名簿

【資料 F-5】より

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

教員の採用及び昇任に関する資格審査等は、「びわこ学院大学短期大学部教員選考規程」に基づき適切に実施している。教員の選考にあたっては、人事委員会において、最終学歴、学位、研究業績、社会貢献等の審査をもとに判定し、委員会の推薦を受けた候補者が教授会の審議を経て学長が理事長に推挙し、理事会において決定される。【資料 2-8-2】

採用の形態は、任期を設けない採用と 3 年を任期とした任期制採用を併用して実施しており、人的交流を促すことにより、教育・研究の活性化を図ることとしている。【資料 2-8-3】

教員の昇任も同様に、「びわこ学院大学短期大学部教員選考規程」に基づき、人事委員会、教授会、理事会を経て決定されている。

教員評価については、教員が年度ごとに「教育研究活動業績申告書」を学長に提出し、評価結果を教員に報告し、また昇進等への参考資料としている。【資料 2-8-4】

教員の研修は、平成 26 (2014) 年度は FD 研修を 3 回行った。【資料 2-8-5】【資料 2-8-6】
【資料 2-8-7】

FD 活動としては、学期ごとに学生による授業評価アンケートを実施している。また、毎年度 11 月に教員間での公開授業を実施しており、これらの結果は FD 委員会におい

て報告会等を実施することにより情報の共有化を図るとともに、授業改善や教育力の向上に役立てている。【資料 2-8-8】【資料 2-8-9】

【自己評価】

教員の採用、昇任は適切な手続きを経て決定しており、その評価は客観的、継続的に実施している。FD 委員会による研修会、公開授業の実施、授業評価アンケートの実施などにより教員の資質向上・能力向上への取り組みも積極的に行っており、基準を満たしている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-8-2】 学校法人滋賀学園規程集（3-13 びわこ学院大学短期大学部 教員選考規程）

【資料 2-8-3】 学校法人滋賀学園規程集（3-2 びわこ学院大学短期大学部 就業規則） 第 3 条

【資料 2-8-4】 平成 26（2014）年度 教育研究活動等の業績申告票

平成 26（2014）年度 教育研究活動業績に関わる教員評価結果報告書

【資料 2-8-5】 平成 26（2014）年度 第 1 回 FD 研修会報告書 【資料 2-2-4】 に同じ

【資料 2-8-6】 平成 26（2014）年度 第 2 回 FD 研修会報告書 【資料 2-2-5】 に同じ

【資料 2-8-7】 平成 26（2014）年度 第 3 回 FD 研修会報告書 【資料 2-2-6】 に同じ

【資料 2-8-8】 平成 26（2014）年度 授業評価アンケート報告書（春学期、秋学期）

【資料 2-8-9】 平成 26（2014）年度 公開授業参加報告書 【資料 2-2-7】 に同じ

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

専任教育が少数であることから、平成 25（2013）年度に行った教養教育を含めたカリキュラム見直しについては、「介護系」「非介護系」を軸に、すべての教員に教務課員が加わる形で行った。その結果、平成 26（2014）年度入学生より、コース編成を「地域政策コース、ライフデザインコース、介護福祉士養成コース」に再編し、新カリキュラムを実施した。その中で、教養教育の内容、教養科目と専門科目の関連付けの検討を行っている。カリキュラムの中では、純粋な教養科目とは別に専門教育につなげる教養教育科目群を用意し、新たに「憲法」「経済学」「数学Ⅰ」「歴史学」を設けた。【資料 2-8-10】

【自己評価】

介護福祉士養成コース以外のコースで、教養科目と専門科目のつながりがわかるような専門科目への関連付けを行った。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-8-10】 2015 学生ハンドブック （p.65） 科目配置表 【資料 2-2-2】 に同じ

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラムポリシー、ハンドブック、シラバス（担当者一覧）、FD 委員会による研修会、授業評価アンケートの継続、充実に努めていく。

平成 27 (2015) 年度からは、授業評価アンケートとは別に、学期の早い段階での授業に対する学生の意見を「授業改善アンケート」として収集しており、この結果をもって、学生の理解度に合わせた授業内容の改善が行われるように工夫している。

教養教育の実施体制については、専門科目の理解度の向上を目的とした教養教育科目の適切な配置について、引き続き学科レベルでの検討を重ねていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

校地、校舎及び施設・設備等については、それぞれ設置基準を満たしており、教育目的を達成するための環境は適正に整備されている。また、大学施設の全般についてバリアフリーや建築物の耐震基準などの安全性は確保されており、学内 LAN や IT 機器・設備など情報教育基盤も整っている。なお、これら施設・設備に関する学生からの要請については、アンケート調査などをもとに、緊急性の高いものから改善に努めている。【資料 2-9-1】【資料 2-9-2】

施設等の概要は以下のとおりである。

ア 土地・校舎面積

本学の校地面積は、大学と共用で 20,104 m²であり、大学設置基準第 37 条と短期大学設置基準第 30 条の規定により算出される必要な面積 5,800 m²（収容定員学生数 580 人×10 m²）を上回っている。また、校舎面積は 7,874 m²であり、大学設置基準第 37 条の 2 と短期大学設置基準第 31 条で規定されている必要な面積 5,738m²を満たしている。なお、建屋全体が 3 階以下に抑えられており、地域の自然環境に溶け込んだキャンパスとなっている。

[表 2-9-1] 校地・校舎面積

単位：(m²)

区 分	収容 定員	校 地		校 舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
びわこ学院大学	420 人	4,200	20,104	3,388	8,322
びわこ学院大学短期大学部	160 人	1,600		2,350	
計	580 人	5,800		5,738	

イ 教室

講義室は、大講義室（240 人）[1 室]、特別講義室（200 人）[1 室]、中講義室（90 人）[5 室]、小講義室（36 人）[3 室]を備え、すべて AV 機器等によるマルチメディアに対応した装置を整備している。また、実技・演習のできる部屋は、小児保健実習室[1 室]、理科室[1 室]、音楽室[1 室]、ピアノレッスン室[10 室]、子ども教育実習室[1 室]、行動観察室[1 室]、介護・養護・看護実習室[1 室]、入浴介助実習室[1 室]、造形室[1 室]、コンピュータ室[3 室]となっている。

各実習室には、それぞれの教育に必要な各種実験・実習ができる十分な設備を備えており、これらの実技室・実習室は授業に使用するほか、学生の空き時間における自学自習の使用を認めている。この他、研究室は、個室が 38 室（大学教員も含む）あり、学生の個別相談や教員とのコミュニケーションを深める場にもなっている。

ウ 体育施設

体育館（909 m²）は、更衣室、シャワールームを完備し、また、運動場（6,194 m²）は全面に人工芝を整備している。他にテニスコート（2 面）を備え、授業や課外活動等に使用している。平成 26（2014）年 8 月に完成したスポーツ教育棟の 1 階にはトレーニングルーム、シールドルーム、実験室が設けられており、授業で活用するほか、トレーニングルームでは部活動などの個人利用も可能である。あわせて、部活動の充実、活性化につながるよう、シャワールームを含めた部室棟を整備した。

また、第 2 グラウンド（仮称）として、陸上競技の数種目が活動できる多目的グラウンドを隣地に計画しており、平成 27（2015）年 11 月の供用開始を目途に準備を進めている。

エ 図書館

本学の図書館（1,098.49 m²）は、閲覧席 102 席、視聴覚コーナー22 席、ブラウジング席 26 席、検索コーナー6 席、ノートパソコン 11 台及び閉架書庫一室で構成し、蔵書は教育及び福祉の専門書を中心に和書 54,105 冊、洋書 3,401 冊、学術雑誌 166 種、AV 資料 2,314 点である。

開館時間は平日 9:00～21:00、年間入館数（平成 26（2014）年度）は延べ 33,497 人となり、年々増加の傾向にある。所蔵図書及び AV 資料はすべてデータベース上で検索可能である。車椅子に座ったままでの利用ができるように、本棚が低く通路が広い設計となっている。

また、本学関係者に加え、広く地域社会にも開放することで大学としての地域貢献の一翼を担っている。利用申し込み数としては例年 30 人前後ではあるが、地元市民や受験を控えた高校生あるいは絵本好きの小学生など幅広い層の人たちが各々の目的に応じて利用されており、また 21:00 までという開館時間も「学校帰りや仕事帰りにゆっくり利用できるのがありがたい。」と好評を得ている。

オ その他の共用施設

学生の共用施設としては、学生食堂（150 席）と学生ホール（110 席）がある。食堂

については、全面的に専門業者に運営を委託しているが、学生の登校日に波があることから、法人において一定額を補助している。また、学生ホールに設けられている飲食コーナーでは、軽食や飲料が低価格で提供されており、学生と教職員との懇談やミーティングの場として有効に機能している。

【自己評価】

短期大学設置基準を満たす校地、校舎を整備し、その施設・設備も教育課程の適正な運営が可能である。また、耐震基準やバリアフリーなどの安全管理面についても必要の対応がなされており、学修環境は良好なものであると判断している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 2-9-1】短期大学設置基準 別表第二

【資料 2-9-2】2015 学生ハンドブック (p.170)

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 施設配置図

【資料 F-5】より

2-9-② 授業を行う学生数の適正な管理

【事実の説明】

本学においては、通常の講義は現有の教室で問題なく対応できているが、実習、演習の科目については、多数の履修登録があった場合はこれを少人数に分割して、きめ細やかな指導が行えるよう配慮している。特に、専門領域の基礎となる教養教育科目（実習）にあっては、学修効果を上げるため、複数の教員が担当するなど、手厚い指導体制を整えている。

学生規模とそれに応じた教室等は概ね満たしているが、今後カリキュラムや時間割の内容次第では、その実施稼働率は満杯になることが予想できることから、教室等の稼働状況の見直しと効率化を図っていきたい。【資料 2-9-3】

【自己評価】

授業科目や教育内容によってクラスを分割したり、複数の教員が担当したりするなど、きめ細かい指導体制が整っていると判断している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 2-9-3】教室等の稼働状況

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

本学の整備は平成 2（1990）年度で、学舎等の建造物は全て耐震構造で整備しており、防災面でも一定配慮されている。

授業を行うクラス人数については、多人数の科目では 2 クラス以上に分割する等の対応をしているが、カリキュラムが過密な状態であり、学生の安全と快適な教育環境の確保を優先させるためにも、規模に見合った物理的環境、教員体制の確保など、今後の大学の将来構想での検討が必要である。

また、図書館では蔵書の増加に伴い、書架の補充が必要となっている。学生や教職員に対する情報サービスや研究支援機能の充実に向けて、計画的に態勢整備を図っていきたい。

[基準2の自己評価]

本学における学習と教授の内容については、教職員の相互協力のもと、少人数ながらも内容の充実に努力し、その基準を満たしているものと考えている。

学生の受け入れは、大学入学を迎える年代層の人口減少が大きく響いて定員を充足することが難しくなっているが、地域のニーズを把握し、求められる人材の輩出に努めており、この姿勢を継続することが重要であると認識している。教育課程においては、ニーズの変化に柔軟に対応しながらも、短期大学として必要な基礎的な教養や人として求められる資質を育むことを目標にその内容を吟味している。

また、教授方法については、学生の理解力を見極め、授業に引き込む方法を、FD 等を通じて常に研修し、全学一貫となって内容の向上に努めている。

学修に対する学生への支援として、オフィスアワーや個別指導に重点を置き、常に身近な存在としての教職員が、学生に寄り添う体制を採っている。

単位認定や卒業認定にあたっては、成績評価基準をもとに客観的な判断ができるよう努めている。学生のキャリア形成に関しては、インターンシップ実習や地域へのフィールドワークを授業の中に取り入れ、自立意識や社会性の向上を、短期間に修得できるよう努めている。教育目的の達成状況は年度ごとに評価し、新たな課題を設けて常に地域社会の声を反映できるように努めている。学生サービスの点では、小規模校ゆえの量的サービスの不足は否めないが、学生のニーズの把握に努め、できうる限りの整備を進めてきた。

教育内容の根幹である教員の配置や職能開発では、短期大学設置基準を遵守し、適切な配置を考慮している。また、短期大学全体の取り組みとして、各教職員のスキルアップに努めている。教育環境の整備については、安全で安心して学べる環境づくりに配慮し、学生のニーズを把握しながら段階的に整備・改良を行っている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

【事実の説明】

学校法人滋賀学園の経営理念として「この法人は、教育基本法ならびに学校教育法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育および保育を行い、個性ゆたかな人材を育成することを目的とする。」と、寄附行為に明記している。また、建学の精神については、「国際的視野に立ちながら、将来ますます多様化する未来社会に対応していくことができるように、広く一般教養を高め、各自の個性を尊重し、情緒豊かな人間性を育み、人間愛に満ち、自立心に富んだ、有為の人間を育成するものであり、未来の地域社会を切り拓く創意と意欲を持った人材の育成を目指す。」としている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】

本学の運営については、以上の基本指針に則って関係規程を整備するとともに、学園関係者が協働しながら法規範に準拠して執行している。なお、平成 27（2015）年度の早期に、本学の建学の精神や大学の社会的使命を共有するため、「建学の精神」「教育目的」「中期経営計画」等を記載した小冊子を作成して全教職員に配布する予定である。

【自己評価】

本学園では、教育基本法及び学校教育法の遵守はもとより、各法令に準拠した規律ある管理運営を行っている。個別具体の事案にあたっては、教授会をはじめとする各種委員会において誠実に取り組まれており、本学の経営に一貫性を確保している。また、本学の建学の精神が地域社会への貢献であることに鑑み、地域との連携を重視した大学運営に努めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-1】学校法人滋賀学園規程集（1-1 寄附行為）

【資料 F-1】に同じ

【資料 3-1-2】2015 学生ハンドブック（p.2）

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

本学の使命・目的を堅実に推進するためには、教育の質の向上と機能的な組織体制が求められる。

大学の教学運営に関しては、教務、学生支援、学生進路等該当委員会での審議結果を踏まえながら、教授会において総括的な協議を行っている。また、学部・短期大学部にまたがる諸事案については、学長が主宰する「企画運営会議」での総合調整を経て、全教職員が協働して業務を執行している。【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】

なお、平成 26（2014）年度からは、今まで大学事務部に所属していた「入学センター」を学部・短期大学部に関わる教育・研究組織として位置づけるとともに、共同研究センターを廃止して、新たに「実習・実践支援センター」、「進路・就職支援センター」及び「外部連携研究センター」を全学的な組織として設置した。このことにより、学生指導を入学から卒業・就職まで地域との連携を重視した形で総合的に実施することができ、学生の学修や就職活動を実効的に支援する体制が整った。

学校法人と大学運営の連携については、学長は法人の理事会の常任理事と評議員会の評議員を兼任し、学園の意志決定機関である理事会や評議員会の場において、大学運営の基本的方針や事業の進捗状況等について自ら説明するなど、審議と議決に参画しており、大学と法人の間での意思疎通は確保されている。【資料 3-1-5】

また、大学運営に関わる主要事項については、企画運営会議や教授会等に諮る前に「三役会議」において意見調整が図られており、使命・目的の推進態勢は整っている。

【自己評価】

以上のように、理事会または教授会等の審議をもとに、本学の使命や目的達成に向けて教職員が緊密に連携し、協力し合いながら戦略的かつ継続的な取り組みを続けている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-3】学校法人滋賀学園規程集（3-1 びわこ学院大学短期大学部 組織運営規程）

【資料 3-1-4】学校法人滋賀学園規程集

（4-8 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程）

【資料 3-1-5】学校法人滋賀学園規程集（1-2 理事会会議規則）

学校法人滋賀学園規程集（1-3 理事会業務委任規則）

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

【事実の説明】

本学における寄附行為、学則及び諸規程等の大学経営に係る基本的事項は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等大学の設置運営に関する法令に準拠して定めている。また、大学設置基準に定める基準教員数、校地・校舎面積等についても法令に定める基準を満たしている。この他、理事長や学長による通達や教職員法令や諸規程などに規定されている届出事項等についても、関係法令等に即して適正に執行されており、全ての

教職員は遵法精神をもって業務遂行に当たっている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】

【自己評価】

現在「内部監査室」は設けていないが、監事による監査や会計監査法人による監査のほか、大学事務職員による定期的な点検・確認を実施しており、コンプライアンス面も含む学園のガバナンスは機能している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-6】 学校法人滋賀学園規程集（3-11 びわこ学院大学短期大学部 学則） 【資料 F-3】より

【資料 3-1-7】 学校法人滋賀学園規程集（3-2 びわこ学院大学短期大学部 就業規則）

【資料 3-1-8】 学校法人滋賀学園規程集（1-7 文書取扱規程）

【資料 3-1-9】 学校法人滋賀学園規程集（1-15 経理規程）

【資料 3-1-10】 学校法人滋賀学園規程集（1-17 固定資産税および物品管理規程）

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

ア 環境保全

本学は、東近江市の緑豊かな自然に囲まれた布引丘陵に立地し、特に、正門付近のアカマツの自然林群は、昔日の面影を留める貴重な風景を形成しており、キャンパスのシンボルとなっている。

CO₂削減や節電などの省エネ対策については、エネルギー削減に関する行政等の指針に基づき積極的に取り組んでいる。全教室における室温を夏季（28 度）、冬季（20 度）に設定し、これを遵守するほか、大教室における扇風機による空気循環、教職員のクーレビズなど、学生と教職員が一体となって節電対策を実行している。【資料 3-1-11】

キャンパス内での喫煙については、これまで数か所での分煙措置を講じてきたが、受動喫煙防止法の施行に伴い、将来の全面禁煙を前提として「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部学内禁煙推進計画」を策定し、受動喫煙防止に向けての取り組みを行っている。【資料 3-1-12】

イ 人 権

当地域での人権学習は、行政と運動団体が中心となって早くから熱心に取り組まれており、市民の人権意識には高いものがある。本学においても人権意識啓発の一環として、隔年で「人権研修会」や「セクハラ研修会」を実施し、大学人としての高い倫理性と責任ある行動を自覚させている。また、全学生に対しては「人権教育（教養基礎科目）」の履修を通して人権への見識を深めるほか、セクシャル・ハラスメントについては、学生ハンドブックに「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン」を掲載するとともに、セクハラ研修リーフレットの配布などにより意識啓発に努めている。

なお、個別事象に対しては、学生支援課への情報ホットラインを設けるとともに、4

人の教員が相談員となり、臨機に対応することとしている。【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】

ウ 個人情報保護

平成 15（2003）年に「個人情報保護に関する法律」が制定されたことに伴い、本学園においても「学校法人滋賀学園個人情報の保護に関する規程」を制定し、学園の業務の適正かつ円滑な運営と個人の権利利益の保護に努めている。また、同様に平成 16（2004）年に「公益通報者保護法」が制定されたことから、「学校法人滋賀学園公益通報者保護規程」を定め、公益通報者の保護と受信通報の処理にあたっている。【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】

エ 安全管理

大学におけるさまざまな危機的事象の発生に対し、迅速かつ適切に対応するための「危機管理規程」を制定し、本学における危機管理や対処方法等についての態勢整備を行った。【資料 3-1-17】

防災訓練については、毎年東近江消防署の協力のもとに、学生及び教職員による地震・火災等の避難実地訓練を実施している。また、有事での学内関係者への通報の迅速化と災害時における安否所在確認に資するため「緊急時連絡網」を作成し、全教職員が保持している。【資料 3-1-18】【資料 3-1-19】

本学は、学生のマイカー通学を認めていることから、年度当初のオリエンテーションにおいて、地元の東近江警察署生活安全課の職員による交通安全指導を実施している。【資料 3-1-20】

校舎等の建造物は耐震構造となっており、概ね震度 5 までの地震には安全要件を満たしているが、本学キャンパスが東近江市の災害時の広域避難場所に指定されていることに鑑み、非常時における学生、教職員の迅速な避難をはじめ、近隣からの避難者の受入れ体制のあり方等を検証するため「危機管理委員会」を設置し、防災・減災と人命の安全確保のための「危機管理基本マニュアル」を作成した。【資料 3-1-17】【資料 3-1-21】

AED は、講義棟及び体育館に各 1 基を配置し、使用方法については年度始めのオリエンテーションにおいて、所轄の消防署員が教職員や学生に対する啓発指導を行っている。【資料 3-1-22】

この他、オーム、アレフなどのカルト集団の対策についても、東近江市との連携のもとに、学生や教職員への啓発に努めている。

【自己評価】

昨今の異常気候の常態化や社会情勢の変化等により、想定外の自然災害や事件・事故が予想されるなかで、学生が安心して勉学にいそしめる教育環境の整備は普遍の課題といえる。特に、地震、豪雨などによる天変地異に備えての危機管理について実効ある取り組みが求められている。本学では、環境への配慮、人権意識の徹底、防災意識の高揚など地域の行政機関等との連携を密にしながら組織的に取り組んでいるものと評価している

びわこ学院大学短期大学部

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-11】 省エネ対策揭示

【資料 3-1-12】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 学内禁煙推進計画 【資料 2-7-13】 に同じ

【資料 3-1-13】 人権研修会・セクハラ研修会実施要項

【資料 3-1-14】 学校法人滋賀学園規程集

(4-19 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン)

【資料 3-1-15】 学校法人滋賀学園規程集 (1-10 個人情報の保護に関する規程)

【資料 3-1-16】 学校法人滋賀学園規程集 (1-23 公益通報者保護規程)

【資料 3-1-17】 学校法人滋賀学園規程集

(4-16 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 危機管理規程)

【資料 3-1-18】 平成 26 (2014) 年度 避難実地訓練実施要項

【資料 3-1-19】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 緊急時連絡網

【資料 3-1-20】 平成 27 (2015) 年度 新入生オリエンテーション 実施要項 【資料 1-3-6】 に同じ

【資料 3-1-21】 危機管理基本マニュアル

【資料 3-1-22】 2015 学生ハンドブック (p.170)

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 施設配置図 【資料 F-5】 より

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【事実の説明】

教育情報については、学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすため、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項第 1 号「大学の教育研究上の目的に関すること」から第 9 号「大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること」に掲げる事項について、本学のホームページや学生ハンドブック、シラバス、紫野（広報誌）等の刊行物により公表している。

財務情報については、ホームページ上で計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、固定資産明細表）と監査報告書を公開している。また、本部事務室においても一連の調書を常備し、一定の手続きを経て閲覧に供している他、大学の広報誌（紫野）においても掲載し、説明責任を果たしている。【資料 3-1-23】【資料 3-1-24】

【自己評価】

教育情報と財務情報は、刊行物及び大学ポータル、本学ホームページにより適切に公開しているものと判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-23】 ホームページ <http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/>（教育/財務情報）

【資料 3-1-24】 平成 26 (2014) 年度 紫野（広報誌） 【資料 1-3-3】 に同じ

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学ではこれまで同様に、大学の経営面での誠実性と安定性を追求することはもとより、社会の理解と信頼の獲得と維持に向けて、より一層の情報公開に努める。また、地域の発

展や市民福祉の向上に寄与するために大学の知的資産を有機的に活用し、地域社会から信頼される教育機関として認知度を高めていきたい。

この他、地震や台風等の自然災害や新型コロナウイルスの感染、環境汚染などに対する学生の安心・安全を確保するため、その基本となる危機管理規程や危機管理マニュアルなどに基づき、実効ある取り組みを進める。また、大学キャンパスという公共性も考慮し、広域的な危機管理体制の在り方について、地元自治体や住民との連携のもとに検討を進める。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

学校法人滋賀学園寄附行為において、「理事会」は本学の最高意思決定機関と位置付けている。寄附行為第16条には理事会の定数を6～8名と定めており、各理事一人ひとりが学校法人の運営に使命と責任を持って参画している。理事の選任区分は、1号理事「びわこ学院大学の学長」、2号理事「滋賀学園高等学校の校長」3号理事「評議員のうちから評議員会において選任した者3名以上4名以内」、4号理事「学識経験者のうちから理事会において選任した者1名以上2名以内」となっている。また、理事会の開催及び審議事項は、年2回（5月・3月）の定例会のほか、必要に応じ臨時に開催しており、法人の全体予算・決算、財務管理・運営、主要な規程の改廃のほか、学則に定める学科構成、入学定員、授業料の改定などの主な事項について審議決定を行っている。なお、監事は2名が定数で、このうち1名は公認会計士の資格を所持しており、両名とも理事会に出席し、法人の財務状況及び理事の業務監査などについて、理事長に適切な助言や意見具申を行っている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】

現在の役員は理事8名、監事2名の定数で構成しており、平成26（2014）年度に開催された6回の理事会への理事の出席状況は89.5%であり、ほぼ9割に届く良好な審議態勢の中で本学園の最高意思決定機関としての機能を十分果たしている。

【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】

【自己評価】

理事、監事及び評議員等の構成は適正で、会議への出席率も高い。職務は適確に執行しており、戦略的に意思決定できる体制整備と機能性は確保されているものと判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-1】 学校法人滋賀学園規程集（1-1 寄附行為）	【資料 F-1】 に同じ
【資料 3-2-2】 学校法人滋賀学園規程集（1-2 理事会会議規則）	
学校法人滋賀学園規程集（1-3 理事会業務委任規則）	【資料 3-1-5】 に同じ
【資料 3-2-3】 役員及び評議員名簿	【資料 F-10】 に同じ
【資料 3-2-4】 平成 26（2014）年度 理事会/評議員会 開催及び出席状況	【資料 F-10】 に同じ
【資料 3-2-5】 平成 26（2014）年度 理事会/評議員会 次第	【資料 F-10】 に同じ

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

近年、高等教育機関を取り巻く環境は日々変化している。こうした中で、足腰の強い法人経営を行うためには、スピード感のある意思決定と行動の機動性が求められる。新たな社会的価値観やグローバル化の進展等時代の変遷に適応できる人材の登用に配慮するとともに、現場の状況把握や他法人の先進事例等の情報収集に努めたい。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

【事実の説明】

本学の教学上の意思決定は、学科構成が 1 学科のみであることから、学長が議長となる短期大学部教授会において、学務運営全般にわたって審議・決定している。教授会には各分野を専門的に調査・検証する委員会を設けており、学長や教授会からの諮問をはじめ、教学上の事案に関して掘り下げた協議を行っている。

また、人事、予算、外部連携など大学運営に関する基本的事項については、教授会で審議に先立ち、法人理事長、学長及び事務局長からなる「三役会議」において調整を図っている。なお、大学と法人全般に係わる事項、即ち、予算・人事、規程の整備、組織の改編、施設整備、対外的な交流（提携、協定等）等については、学校法人の理事会及び評議員会において審議、了承を得ることとしている。

短期大学運営に係る組織と権限及び責任については、以下のとおりである。

ア 短期大学運営の組織の整備

本学は、[図 3-3-1] に示す組織体制をもとに学務運営を行っている。

教授会については、平成 26 (2014) 年度は毎月第 4 水曜日に開催した。その構成は、教授、准教授、専任講師、助教及び事務局長で組織し、学長が会務を主宰する。

教授会には下部機関として 14 の委員会を組織している。これらの委員会は月次の定例日に開催し、学長または教授会からの諮問事案をはじめ、教学・教務に係る事務作業などについての具体的な検討を行い、その内容を学長に報告する。学長はこれらの検討結果をもとに、必要と認める事項について教授会に諮り、その審議経過をもとに最終決定を行う。

主要な委員会の活動状況は以下のとおりである。

1) 教務委員会

教育課程の編成、運営をはじめ、学生の転学、留学、休学及び退学除籍等に関する事項を協議し、教授会に上申するほか、単位互換制度、既修得単位の認定、聴講生、研究生、科目等履修生及び留学生に関することなどを審議検討する。平成 26 (2014) 年度は、12 回開催した。【資料 3-3-1】

2) 学生委員会

学生が学園生活を円滑に過ごすことができるよう総合的支援を行うことを目的として設置されている。また、進路支援や学生会・課外活動支援などの学生支援を行っており、平成 26 (2014) 年度は、12 回開催した。【資料 3-3-2】

3) 自己点検・評価委員会

自己点検・評価に関する必要な事項を審議するとともに、教職員の資質の向上に資する組織的な取り組みの提案、実行などを所掌している。平成 26 (2014) 年度は、11 回開催した。【資料 3-3-3】

4) 図書館委員会

附属図書館として、充実した図書館運営の在り方を協議することを目的に設置されており、平成 26 (2014) 年度は、8 回開催した。【資料 3-3-4】

この他、教育目的をより重層的に実践するため、「入学センター」「実習・実践支援センター」「進路・就職支援センター」「外部連携研究センター」の学部教育を支援する 4 機関を開設している。

「入学センター」は、学生募集活動や入試事務を所掌するとともに、AO 入試等で早期に本学入学が決まった高校生に対する「入学前学習」の支援にあたっている。

「実習・実践支援センター」は、各種の実習に関わる業務全般を所掌するとともに、卒業生に対する実践指導も行っている。

「進路・就職支援センター」は、在学生の進路決定や就職指導を所掌するとともに、外部機関における学生のインターンシップ活動を支援している。

「外部連携研究センター」は、大学と地域との連携を深める各種事業の企画・実践や自治体や関係機関・団体との協賛活動など学外への発信機能を所管するほか、外部資金の獲得や関連する事項の情報収集及び調査・研究を実施する。

これらのセンターには、それぞれ「企画運営委員会」を置き、所掌事務に係る企画・

運営と事業推進についての審議を行い、本学の教学活動を補完するとともに、地域の社会活動を支援し、活性化に寄与している。【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】【資料 3-3-7】【資料 3-3-8】

イ 権限と責任の明確性及びその機能性

本学運営の基本的方針については、「三役会議」で協議し、その内容に基づいて学長が業務執行することを原則としている。この「三役会議」は、各週の定例会議のほかに、緊急事案についてはその都度臨時に開催しており、協議内容については、「企画運営会議」において総合調整を図った後、教授会（事案によっては「事務局部課長会議」）を通して学内に周知している。【資料 3-3-9】

これらの組織は学長が主宰（「事務局部課長会議」にあつては事務局長）していることから、その権限と責任の所在は明確である。また、教授会の傘下にある常置の委員会等については、それぞれの委員会規程に基づき運営しており、委員長または代行者は円滑な運営と業務執行にあたる一方、全学横断的に確認を必要とする事項については、教授会において審議経過等についての報告を行う。【資料 3-3-10】

なお、学校教育法の改正に伴い、事務局による事前調整をもとに企画運営会議と教授会の議を経て学内諸規程についての所定の見直しを行った。その主たる事項は、学則第 66 条に定める教授会に関する規程であり、構成、審議事項の範囲等について大幅に改定した。

【自己評価】

大学運営にあたっては、開学以来大学設置申請書に即して、各組織のリーダーは責任感をもって職務を遂行しており、大学組織は有効に機能してきた。

また、学校教育法の改正に伴う諸規程の改訂を適正に行うとともに、これらの見直しにあたっては、権限と責任の所在を明確にすることを基本として、機動性と規律性に配慮している。

なお、[図 3-3-1]「教学組織」については、すべて規程を整備しており、各組織の権限と責任を明確にしているとともに、機能性も確保している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-3-1】学校法人滋賀学園規程集（3-34 びわこ学院大学短期大学部 教務委員会規程）

【資料 3-3-2】学校法人滋賀学園規程集（3-35 びわこ学院大学短期大学部 学生委員会規程）

【資料 3-3-3】学校法人滋賀学園規程集（3-38 びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程）

【資料 3-3-4】学校法人滋賀学園規程集（3-36 びわこ学院大学短期大学部 図書館委員会規程）

【資料 3-3-5】学校法人滋賀学園規程集

（4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程）

【資料 3-3-6】学校法人滋賀学園規程集

（4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程）

【資料 3-3-7】学校法人滋賀学園規程集

（4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程）

びわこ学院大学短期大学部

【資料 3-3-8】 学校法人滋賀学園規程集

(4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)

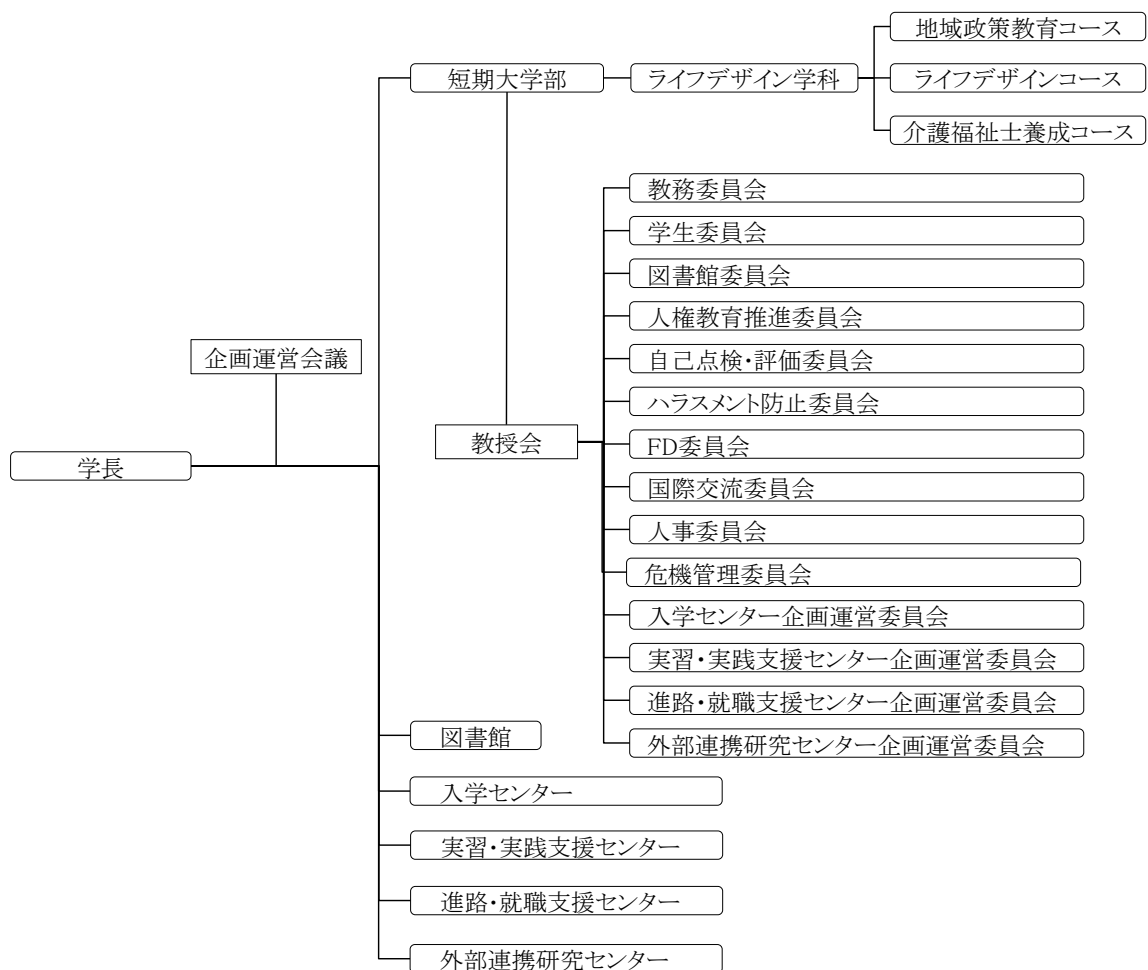
【資料 3-3-9】 学校法人滋賀学園規程集

(4-20 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 三役会議 運営要領)

【資料 3-3-10】 学校法人滋賀学園規程集

(4-8 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程)

〔図 3-3-1〕 びわこ学院大学短期大学部 教学組織図



3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【事実の説明】

「理事会業務委任規則」では、「理事会は、びわこ学院大学の管理・運営に関する業務

のうち、教育・研究に関する業務をびわこ学院大学学長に委任することができる」としており、学長には大学を統括して運営にあたる権限と責任が付託されている。【資料 3-3-7】

意思決定の具体的なプロセスは、[図 3-3-2] に示すとおり「三役会議」から「企画運営会議」「教授会」及び「コース会議」に至る各組織での協議を踏まえて意見集約を図っている。さらに、14 の委員会と「事務局部課長会議」が意思伝達と業務執行の補完的機能を果たしている。なお、一連の会議には関係する事務職員も参画していることから、実務レベルでの情報交換と意識の統一などコミュニケーションの促進にも機能している。

教学上の意思決定は、教授会が中核的機能を担っている。学長は教授会を主宰し、本学の将来構想や入試、教務、学生支援、学生進路等の事案について会議をリードし、集約された事項について、業務を指揮・執行する。また、学長、学部長（大学のみ）、学科長、教務部長、学生部長、図書館長、学長推薦教員及び事務局長からなる「企画運営会議」では、教授会事案の事前調整や当面する運営諸課題などを横断的に協議・調整し、学長のリーダーシップのもとに、学務を実行している。

なお、学校教育法の改正により、大学におけるガバナンスの強化（学長のリーダーシップ）を図る視点から新たに学科長とコース主任を学長補佐に位置付けるとともに、学長選考に際しての規程の見直しを行った。

教授会の下に設置する委員会では、各委員会規則に則って運営され、委員長は審議経過を学長に報告するとともに、必要な事項については教授会の審議に付し、学長が最終決定を行う。一方、学部と短期大学部に共通する組織としての 4 センター（入学センター、実習・実践支援センター、進路・就職支援センター、外部連携研究センター）は、各センター長がセンターの運営規則に則り職務を遂行している。特に、重要事項や全学的に取り組む事案等に関しては、教授会での審議を踏まえ、学長の了解の下で業務を執行している。

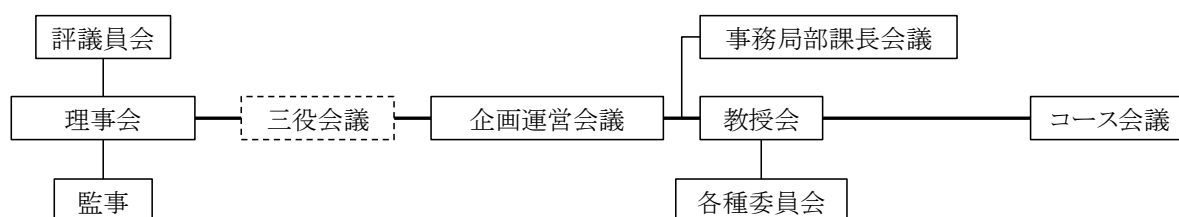
【自己評価】

本学は、小規模大学としての特色を生かして事務執行のスピード化を重視している。管理・運営に関する全般的事項については、学長が主宰する企画運営会議において総括的な審議を行い、三役会議などを通して理事長との連携を適切に確保している。また、教学面については、学長を議長とする教授会で意思決定を行っており、学長のリーダーシップが適正に発揮される体制のもとで、組織的な大学運営が実行されている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-3-7】 学校法人滋賀学園規程集（1-3 理事会業務委任規則）

[図 3-3-2] 意思決定プロセス



(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

開学以来、堅実かつ誠実に学務運営に取り組んできた。また、教学をはじめ、学生指導や実習システム、校舎・設備や教員組織等の整備などの実績をさらに一步前進させるため、学長の積極的なリーダーシップのもと、今まで以上に本学の関係機関、関係者との連携を深め、着実に推進していきたい。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能
- 3-4-③ 性リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

【事実の説明】

学長は職指定で理事会の理事と評議員を兼務しており、学園の方針や意思決定を行う理事会構成員と大学経営の統括者としての任務から、いわゆる管理部門と教務部門双方の連携と調整が確保されている。また、日常的にも大学運営上の主要な事項については、法人理事長、学長及び事務局長（法人学園長兼務）の三者による「三役会議（毎週 1 回定例開催）」において、意見交換や情報の共有を図っており、本会議が法人と大学の責任者で構成されていることから、双方の大筋的な意思統一の場として機能している。

会議においては、①組織・機能の効率化、②教学内容の適正化、③教育・研究の質的向上、④学生生活の利便性、⑤入学定員及び進路の確保、⑥他大学・行政機関との連携、⑦地域との協働など、大学の教育目的や社会的使命など総括的な事項が協議テーマになっている。【資料 3-4-1】

その場で意見集約された事項については、必要に応じて、[図 3-4-1] 学園管理運営組

織図に示すとおり管理部門と教学部門の戦略的目標の実務的な協議と責任分担、情報共有の場となっている「企画運営会議」や「教授会」で審議し、それらの内容についてはコース会議を通して全教職員に伝達されている。

一方、事務局サイドにおいても、毎月定例的に開催する事務部門の課長職以上で構成する「部課長会議」において、事務局長から適宜報告があり、部門間の連携は円滑かつ適切に行われている。この他、教職員の資質向上を図るため、SD・FD研修会などを開催している。さらに教職員全体のコミュニケーションを図るため、理事長及び学長の訓話や、学内のコンピュータネットワークによる情報共有サイトを通して情報の共有と活用を行っている。【資料 3-4-2】

【自己評価】

健全な学園運営に向けて、学長が志向する教学方針を法人理事長が支える経営と教学の協働体制が整っている。また、学内では情報を共有するための多様なツールが整備されており、これらの有機的な活用を通して、学園関係者の意思疎通は図れているものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

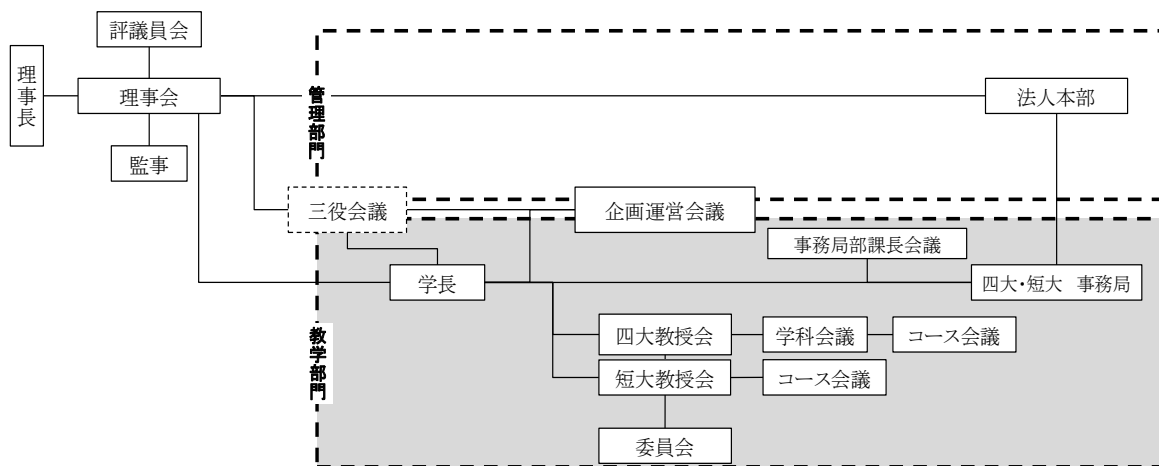
【資料 3-4-1】学校法人滋賀学園規程集

（4-20 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 三役会議 運営要領）

【資料 3-4-2】学校法人滋賀学園規程集

（4-21 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課長会議設置要綱）

〔図 3-4-1〕学園管理運営組織



3-4-②法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

【事実の説明】

本学園の最高意思決定機関である「理事会」には、寄附行為第6条により大学から学長が選任されているほか、法人と大学を兼任する職員1名が選任されている。また、「評議員会」においても、評議員に本法人が経営する学校を卒業した者から理事会において

2 名が選任されることになっており、法人と大学とは密接な関係にあると同時に、適切に牽制できる体制にもなっている。

この他、教授会と企画運営会議には事務局長と関係部課長が構成員（教授会はオブザーバー）となっており、学園運営にかかる主要事項について教学と経営の相互間での擦り合わせとチェック機能が発揮されている。

さらに、寄附行為第 5 条及び第 15 条において、監事の定数と職務を定めており、法人及び大学の管理運営全般についてのチェック機能を果たしている。「監事はこの法人の理事、職員（学長、校長、教員、その他の職員を含む。以下、同じ。）または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」としている。平成 26（2014）年は、2 名の監事が選任され、任期は 4 年となっている。なお、監事の理事会への出席状況は良好である。【資料 3-4-3】

また、前述の評議員については、寄附行為第 20 条に設置を定めている。同第 22 条では評議員会は、諮問事項として、予算や財産に関する事項、予算外の新たな義務の負担・権利の放棄、事業計画、寄附行為の変更、合併、解散などこの法人の業務に関する重要事項を、また、同第 23 条では評議員会の職務として「この法人の業務及び財産の状況ならびに役員の業務執行の状況について、役員からの報告を聴取し、役員に対して意見を述べ、または役員からの諮問にこたえることができる。」としている。

評議員の定数は 13 名以上 17 名以内。その選任（寄附行為第 24 条）内訳は、1 号評議員「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部の学長」、2 号評議員「滋賀学園高等学校の校長」、3 号評議員「この法人の職員のうちから理事会において選任された者 4 名」、4 号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 才以上の者のうちから理事会において選任された者 2 名」、5 号評議員「評議員から選任された理事以外の理事 1 名以上 2 名以内」、6 号評議員「この法人に関係ある学識経験者及び功労者で、前五号に規定する評議員の過半数により選任された者 4 名以上 7 名以内」となっている。

現員は、1 号・2 号評議員各 1 名、3 号評議員 4 名、4 号評議員 2 名、5 号評議員 2 名、6 号評議員 7 名の計 17 名が選任されており、任期は 4 年である。

平成 26（2014）年度中に開催した評議員会は、良好な出席（出席率 70.5%）のもとに適切に運営されている。【資料 3-4-4】【資料 3-4-5】

【自己評価】

法人及び大学間相互のチェック体制は有効に機能するとともに、監事及び評議員の職務・使命も法令ならびに学園規程に則り適正に執行されており、ガバナンスは機能しているものと判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-4-3】平成 26（2014）年度 理事会/評議員会 開催及び出席状況

【資料 F-10】に同じ

【資料 3-4-4】学校法人滋賀学園規程集（1-1 寄附行為）

【資料 F-1】に同じ

【資料 3-4-5】平成 26（2014）年度 理事会/評議員会 次第

【資料 F-10】に同じ

3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【事実の説明】

理事長は、定期的開催する「企画運営会議」や職員の部・課長で組織する「事務局部課長会議」において、当面する課題への対応方針などについて訓辞するほか、必要に応じて、教授会やその他の会議にも積極的に参加し、学園の経営方針や所信を伝達するとともに、教職員からの意見や提案を聴取するなど、相互の意思疎通を図っている。

この他、理事長と学長は、年度初めやさまざまな研修会などの機会を利用して、学園の将来展望などを講話し、教職員との認識や情報の共有化とコミュニケーションの円滑化に努めている。

現在のところ、教職員による提案制度は整備できていないが、毎年1月に実施する予算ヒアリングや事業計画の策定などでの施策協議や研修会における意見交換などを通して、一定の合意形式が図られている。また、教職員からの想起・提案については、学科会議や各委員会、教授会での調整を経て「三役会議」において集約されており、ボトムアップの意義は有機的に機能している。

一方、「学校法人滋賀学園稟議規程」では、学園運営に関する諸計画や教学、経営・管理等さまざまな事案についての稟議手順やその範囲、起案、決裁の方法などを定めており、これらの稟議過程での意見具申や調整等においても理事長や学長と教職員相互のコンセンサスは確保され、双方向型の学園運営がなされている。【資料3-4-6】

【自己評価】

理事長及び学長は、既定の会議や研修会などの多様な機会を通して教職員との意思疎通に努めており、トップのリーダーシップによる大学運営が円滑に機能している。また、本学は小規模校でもあることから日常的に理事長や事務局長、学長と教職員とが面談する機会も多く、ここでのコミュニケーションや、学内イントラネットなどを通しての意思疎通と情報の共有化が緊密に図られている。

こうしたプロセスをもとにリーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が行われている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料3-4-6】学校法人滋賀学園規程集（1-6 稟議規程）

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

本学園が発展していくためには、管理部門と教学部門が車の両輪となって連携し、協働することが肝要である。本学園においては、理事会、三役会議や教授会等において、法人与大学の円滑なコミュニケーションと迅速な意思形成を図っており、その過程では相互のチェック機能も有効に機能している。

今後とも、組織の質的な向上と学園のガバナンスの強化に向けて、各部門間での緊密な連携のもとに、有機的な教育体制を構築し、教育力の向上を図っていきたい。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

【事実の説明】

組織編成については、「法人本部規程」、「事務組織規程」及び「びわこ学院大学短期大学部 組織運営規程」に則って法人の部署の設置とその所管業務及び各課の事務分掌を定め、能率的に業務が行えるよう、役割を明確にしている。これらの規程に基づき、本学園全体の人員配置のバランスを考慮しつつ、大学の業務に適った適材適所の人事のもとに、効率的な業務執行を心掛けている。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】【資料 3-5-3】

具体的には、法人の事務組織については、「[図 3-5-1] 学校法人滋賀学園組織」に示すとおり、法人全体の管理運営を所掌する法人事務局、大学と短期大学部の管理運営を所轄し、主として教育・研究を支援する大学・短期大学部事務局を設置しているほか、滋賀学園中学・高等学校ならびに附属こども園に事務室を置いている。

大学及び短期大学部は、大学事務局が短期大学部事務局を兼任しており、事務局長の下に総合企画部、総務部、教務部、学生部、入学部を置き、総務部には総務課、教務部には教務課、学生部には教職支援課、進路支援課及び学生支援課、入学部には入試広報課、図書館には図書課を設置し、それぞれの部局には専任職員を配置している。

また、入学センター、実習・実践支援センター、進路・就職支援センター及び外部連携研究センターにはセンター長と事務局兼務の事務職員を置き、入試業務及び授業や教員の教育研究活動支援、地域とのさまざまな交流活動の窓口として機能している。

以上の各部には部長（次長）、課には課長、センターにはセンター長を置き、権限を分散するとともに責任の明確化を図っている。

【自己評価】

限られた人員であるが、学園の使命や目的、将来ビジョンを遂行するための柔軟な組織体制となっている。必要な人材を確保し、権限の分散化や責任の明確化を図るとともに、機動性も発揮している。

<エビデンス集（資料編）>

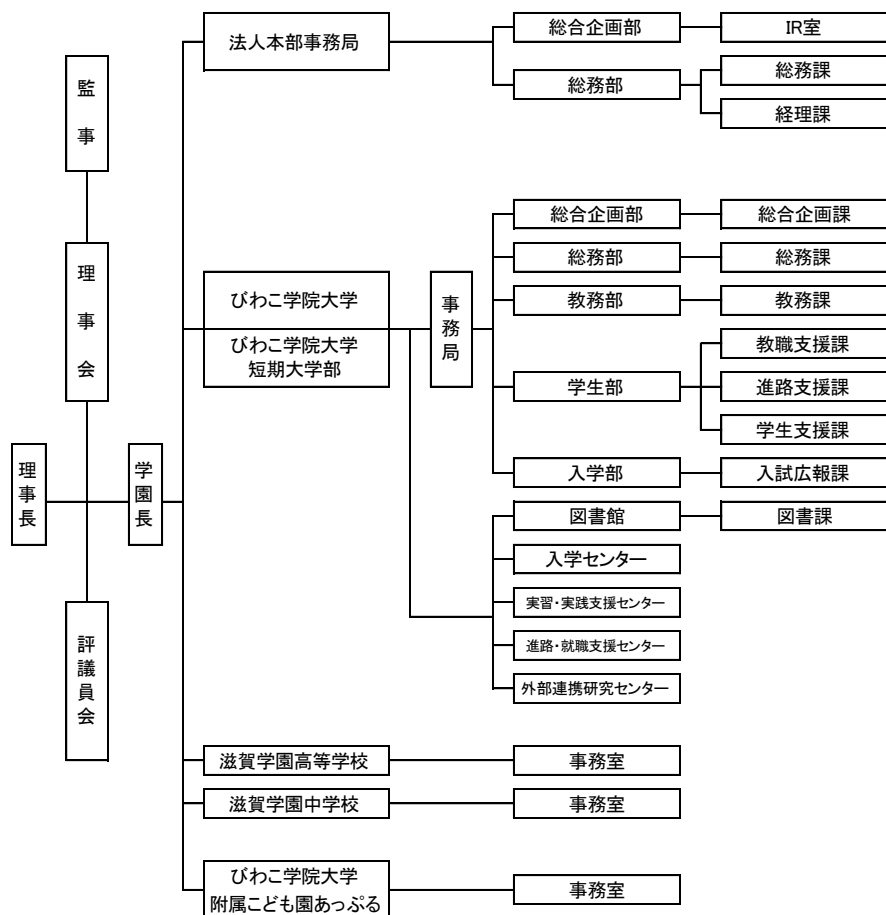
【資料 3-5-1】学校法人滋賀学園規程集（1-4 法人本部規程）

びわこ学院大学短期大学部

【資料 3-5-2】学校法人滋賀学園規程集（1-5 事務組織規程）

【資料 3-5-3】 学校法人滋賀学園規程集 (3-1 びわこ学院大学短期大学部 組織運営規程)

〔図 3-5-1〕 学校法人滋賀学園組織



3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

【事実の説明】

本学園の管理部門は、法人本部の一部局である。本部事務局長は理事であり、大学、短期大学部及び滋賀学園中学・高等学校を統率している。大学・短期大学部は 5 つの事務部門、滋賀学園中学・高等学校にはそれぞれ 1 部門を置いている。本部事務局長は、それぞれの長と連携をとって業務を遂行している。

法人本部に置く「総合企画室」は、学園の将来展望や外部との連携・協働についての基本的事項を所掌している。

学務の業務執行については、学科が主体となって、学科長を中心に学部長と学長との連携を図りながら運営し、これを支援する事務局体制として、総務課、教務課、教職支援課、進路支援課及び学生支援課を設置している。また、教学面での事案については、教授会の諮問機関として各委員会を設置しているが、教学組織と事務組織あるいは事務組織間での連携を密にするため、横断的組織体を重視して教務に関する各委員会には事務職員も構成員として参画し、体制面での一本化を図っている。

いわゆる大学経営の総合調整を図る機関とし組織した「企画運営会議」では、学長、

びわこ学院大学短期大学部

学部長、学科長、各委員会委員長などの教員の他に、事務局長と総務部長が参加しており、教務部門と管理部門相互の連携や意識統制、情報共有の機会となっている。

この他、全学的な常置委員会として設置している「教務委員会」、「学生委員会」、「入学センター企画運営委員会」、「図書館委員会」などにも、関係課長が参画しており、教学・経営に事務の意向が反映できる形となっており、業務執行の機動性は適正に確保されている。【資料 3-5-4】【資料 3-5-5】【資料 3-5-6】【資料 3-5-7】

また、事務部門にあつては、「部課長会議」を組織している。毎月定例会議を開催しており、各種会議の決定事項の伝達やスケジュールの調整など事務局内の意見調整と事務機能の向上に向けての意見交換などが行われている。なお、これらの会議には必要に応じ理事長が出席し、情報の共有を図っている。【資料 3-5-8】

【自己評価】

法人の使命・目的の達成や教育・研究を支援するための業務体制が整備されており、適切に機能している。しかしながら、実務能力の脆弱性も否めないことから、次世代を担う人材の育成を計画的に進めるとともに、適正な人事配置による事務力向上に配慮する必要がある。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-5-4】 学校法人滋賀学園規程集（3-32 びわこ学院大学短期大学部 教務委員会規程）

【資料 3-5-5】 学校法人滋賀学園規程集（3-33 びわこ学院大学短期大学部 学生委員会規程）

【資料 3-5-6】 学校法人滋賀学園規程集

（4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程）

【資料 3-5-7】 学校法人滋賀学園規程集

（3-36 びわこ学院大学短期大学部 図書館委員会規程）

【資料 3-5-8】 学校法人滋賀学園規程集

（4-21 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課長会議設置要綱）

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【事実の説明】

大学・短期大学部事務局で実施する全体研修の場として、SD（Staff Development）研修会を年間 1 回ないし 2 回開催している。事務局長が中心となりタイムリーな研修テーマを設け実施している。また、学外研修として、業務内容の専門に特化した研修が大学関係団体により多数開催されていることから、実務分野職員の知識習得の機会として、若手からベテラン職員まで積極的な参加を促している。日本私立大学協会、日本高等教育評価機構、私学経営研究会等関係団体が主宰する研修会や定例セミナーなど、延べ 82 人が参加している。

こうした機会を活用することで、大学職員としての意識の向上と他機関とのネットワークづくりなど実務知識の習得や情報収集に役立てている。この他、事務職員による朝の打ち合わせ時には輪番制でモーニングスピーチを行い、資質の向上に努めるほか、本学にとって見直しや新規導入が望ましいと思われる事項については、各課での協議をも

とに改善に向けて提案するフィードバック体制も整えている。

平成 26（2014）年度も、多種多様な情報の収集や本学が進む方向性について共通認識を深めることなどを目的として SD と FD の合同研修会を実施した。【資料 3-5-9】

【自己評価】

職員の現有体制がより一層機能するよう、研修機会の提供や自主研修の支援など、資質・能力の向上ための環境整備がなされているものと認識している。なお、懸案の「SD 委員会」については、平成 27（2015）年度当初において設置しており、上期に第 1 回の研修会を予定している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 3-5-9】 外部研修会等参加状況

【資料 3-5-10】 平成 26（2014）年度 FD/SD 研修会開催状況

【資料 1-2-8】 に同じ

（3）3-5 の改善・向上方策（将来計画）

今日、少子化の進展に伴い、進学志望者の全入時代が到来するなど、大学を取り巻く環境は一層厳しくなっている。こうしたなかで、大学の存在感を維持、高揚するためには、教員は教育と研究、職員は事務執行といった画一的な機能分担ではなく、互いに大学の将来を展望し、双方が補完しあう視点と大学人としての見識が求められる。

また、限られた組織体制であるが、教職員一人ひとりが持てる能力を存分に発揮できるよう適正な人事、組織編成に心掛けるとともに、高度な知識や対応力の修得に向けて、教員・職員との合同研修会の開催や外部研修への自主参加の支援など、教職員の潜在的能力がより一層発揚されるようさまざまな機会を効果的に活用しながら研鑽を深めていきたい。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

（2）3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

大学経営は、主として学生の学納金と補助金に依存しており、定数の充足状況が財務運営に大きく影響する。この先、学齢人口の減少に伴う学生確保の見通しが予断できない状況にあることから、堅実な財務運営が喫緊の課題となっている。このため、平成 27

(2015) 年度の予算編成に当たっては、教育力向上を原点とした財源の効果的な配分を行う一方、人件費及びその他の諸費用の節減を断行し、帰属収支差額に準拠した適正な予算配分に努めた。【資料 3-6-1】

中・長期的視点に立った財政運営については、平成 26 (2014) 年度において学校法人滋賀学園中期経営計画を策定したことから、平成 27 (2015) 年度以降においては、本計画の財務運営方針に基づき、事業計画の効率的な展開と経営の健全化に努めることとする。【資料 3-6-2】【資料 3-6-3】

【自己評価】

教育福祉学部「スポーツ教育学科 (入学定員 40 名)」が開設され、新学科の完成時には子ども学科入学定員 80 名と編入学定員を合わせると、大学が $120 \text{ 名} \times 4 + 30 \text{ 名} = 510 \text{ 名}$ になり、短期大学部の $80 \text{ 名} \times 2 = 160 \text{ 名}$ を加えると、収容定員数は 670 名となる。平成 27 (2015) 年度の定員充足率は 86.6%と、安全水準には至っていないが、これらの定員充足率 100%超を達成することにより、学納金、補助金、寄付金及び事業収入等によって、大学等の運営資金は一定確保できるものと認識している。

平成 22 (2010) 年度 (4 年制大学併設前)、認証評価 (短大基準協会による) を受けた際に「向上・充実のための課題」として指摘を受けた、「財務体質の改善」及び「中・長期計画、財務の改善プランの策定と教職員への開示」については、上記をもって対応した。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 3-6-1】平成 27 (2015) 年度 予算編成方針の通達

【資料 3-6-2】平成 27 (2015) 年度 事業計画書

【資料 F-6】に同じ

【資料 3-6-3】学校法人滋賀学園「中期経営計画」…財務計画

【資料 1-2-15】に同じ

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

本学園は、びわこ学院大学、びわこ学院大学短期大学部、滋賀学園高等学校、滋賀学園中学校、びわこ学院大学附属こども園あつぷるを経営し、地域に密着した教育研究活動を展開している。学園全体の財務運営にあたっては、収支の均衡に配慮しながら教育研究内容を向上させることに重点を置き、学校ごとに積み上げた概算要求をもとに予算を編成している。

教育研究目的を達成するための運営資金については、学納金や補助金収入、事業収入を財源としている。平成 21 (2009) 年 4 月に開学したびわこ学院大学教育福祉学部が平成 24 (2012) 年に完成年度を迎え、この間の業績がほぼ当初計画通り推移したこともあって、帰属収支差額比率はプラスに転じたが、平成 26 (2014) 年度にあってはスポーツ教育学科の校舎建築のため赤字となった。しかし、学年進行によりスポーツ教育学科の完成年度には黒字になる見込みである。

理事長は現下の財政事情を踏まえて、1) 消費支出の均衡、2) 人件費割合の抑制 3) 教育研究の充実強化、4) 収入の拡充と支出の抑制などを柱とする予算編成方針を関係

者に通達し、緊張感をもって作業するよう要請している。これを受けて編成された予算案は評議員会の意見を求め、理事会での議決によって成立した。

予算の執行に際しては、不要不急の経費の抑制、費用対効果の視点からの検証など予算の適正管理を基本としながら、事前の起案・稟議等において理解を深めており、これらの手続と決裁を経ない不透明な予算執行は行われていない。

決算については、会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算案を作成し、監事による監査を受けた後、その意見を付して理事会で議決し、評議員会に報告し意見を求めている。決定後は、本学園のホームページ上に財務情報として公開している。

【自己評価】

本学の平成 26（2014）年度における帰属収支差額比率は昨年度に引き続き黒字となったが、学園全体では施設整備に多額を要したことからマイナスで推移している。子ども学科同様、完成年度を迎えると、学園全体としても収支の均衡が図れるものと予想しており、健全化が図られるものと認識している。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

帰属収入の柱である学生生徒納付金の安定的な確保は、入学定員に見合った学生の確保に他ならない。受験生の大部分を占める滋賀県内及び近畿地区での募集活動により一層力を入れる一方、中途退学者等が財政に与える影響も看過できないことから、日頃からの教水面や生活指導などでの細やかな配慮が欠かせない。

大学の財政運営にあたっては、単年度収支の均衡を念頭においた予算編成を基本として、教育研究活動と財政状況のバランスに配慮した取り組みを進める。

財政の健全化にとって、外部資金の導入は重要なテーマである。国や公的機関、民間団体等が企画する各種の科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に向けて、募集等に関する情報収集と啓発に努めるとともに、学長裁量によるインセンティブの支給金などにより学内で応募気運が高揚するよう積極的な働きかけを行う。

今後、加速度的に進展する少子化現象は、社会全体に大きな波紋をもたらすことになるが、大学等の高等教育機関にとっては存廃に係わる最重大事である。この試練を乗り越えるには、財務運営面での収支の確保と教育研究の魅力化である。そうした視点から、限られた財源をより効率的に教育研究に活用することを基本に、支出全般を一様に削減するのではなく、選択と集中によるメリハリのある財政運営を心掛けていきたい。具体的には、各学部・各学科が策定する将来を見据えた事業計画をもとに財務計画を策定し、特色ある学部運営の形成とこれを支える教職員の主体性の意識付けである。また、予算編成時期を早めることで限られた財源の配分先や使途をより綿密に考察することや、配分された予算が教育研究のために適正に執行されたかどうかの検証も重要であり、財務計画策定時の検討課題としていきたい。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

会計処理は、「学校法人会計基準」及び「経理規程」に準拠して、法人本部及び各学校の総務部門において適正に処理している。また、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会、私学経営研究会等の研修会に担当者が参加し、会計知識の向上に努めるとともに、日常的に不明な点等があれば、顧問会計事務所や監事（公認会計士）に随時問い合わせ、指導助言を受けている。【資料 3-7-1】

【自己評価】

学校法人会計基準等に基づき、堅実な会計処理がなされており、所定の監査においても指摘事項がないことから、適正な執務が行われているものと判断している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 3-7-1】学校法人滋賀学園規程集（1-15 経理規程）

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

本学園では独立監査人と監事による会計監査及び業務監査を行っている。会計監査は、独立監査人により「昭和 51 年 7 月 13 日付け文部省告示第 135 号」に基づき、独立性が確保されたなかで、理事会の議事録をもとに取引内容・会計帳簿書類・決算関係書類の確認や備品等の実査など総括的な監査を受けている。平成 26（2014）年度の場合、1 名の公認会計士と 2 名の補助者によって元帳及び帳票書類等の照合、手続きの確認、計算書類の照合など往査執務を含め延べ 55 日ほどの監査が実施された。

非常勤の監事 2 名は、理事会及び評議員会にはほぼ毎回出席している。決算原案の作成後会計帳簿書類の閲覧・照合、財務担当者から決算概要の聴取など業務執行状況や財産内容等を監査しており、この結果については理事会及び評議員会において監査報告が行われている。

また、監査機能の強化に向けて、独立監査人と監事との意見交換などを通して学校法人の状況把握が行き届いたものとなるよう配慮している。

さらに、監事 1 名は毎年文科省主催の監事研修会に参加し、研修事項については事務局長にも報告されている。【資料 3-7-2】【資料 3-7-3】

【自己評価】

独立監査人及び監事による会計監査は適切に行われており、本学園の財務帳票等は、学校法人の財政状況及び経営内容を正しく示している。また、監査体制は十分に整備され、厳正に実施しているものと評価する。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 3-7-2】平成 26（2014）年度 監事監査報告書

【資料 3-7-3】平成 26（2014）年度 理事会/評議員会 次第

【資料 F-10】より

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

事務職員の実務知識の向上に向けて、外部研修等において研鑽をつむとともに、公認会計士及び監事との連携を密にし、会計業務を適切に処理する。

[基準 3 の自己評価]

経営・管理については、「寄附行為」にも明記されているように教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法令及び本学の諸規程に厳正に準拠しながら、地域との共存を視座とした大学運営に努めている。

理事会、教授会での戦略的意思決定や学長のリーダーシップは適正に発揮されており、また、稟議書の決済や、法人と大学との組織的連携もスムーズに履行しており、業務執行も機能的に運営されている。特に、近年では大学経営において、事務職員が果たす役割・使命が質・量ともに重視されていることから、SD 委員会の機能向上に力を入れるとともに、学内外の研修会に積極的に参加し、能力・資質の向上を図っている。文部科学省主催の監事研修会にも毎年監事及び理事が出席している。

財務・会計については、平成 21（2009）年の開学から、学年進行に伴う学生数の確保により、帰属収支差額の改善が図られつつあるが、将来的展望は楽観できない状況にある。

財務計画に見合った予算編成を念頭に、効率的な予算執行に努める一方、新たな収入の確保にも全学を挙げて取り組み、学園の体力向上に努める。なお、本学園では借入金の依存度は妥当な水準にあることから、財務上の健全性は一定確保されている。

会計処理については、学校法人会計基準や関連の諸規程に準拠して事務執行がなされており、公認会計士及び監事による監査においても特段の指摘事項はなく、適正に処理されている。

以上のように、本学の「経営・管理と財務」については、理事長、学長のリーダーシップとガバナンスによって適正な組織運営がなされており、会計処理や監査体制も厳正に実行されている。今後も、経営基盤の安定化に向けて、中期経営計画の実効ある推進に注力し、キラリと光る個性ある大学として、将来にわたって存続していける体質の構築に努めていきたい。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

【事実の説明】

短期大学部の使命・目的は、「びわこ学院大学短期大学部学則」第 1 条第 1 項に、またライフデザイン学科の目的は同条第 2 項に定めている。同学則第 2 条には、「前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定めている。

本学では、これに基づき「自己点検・評価委員会」を設置し、「自己点検・評価委員会規程」に則り毎年、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価の基準は文部科学省のガイドラインに従い、平成 24（2012）年度以降は、短期大学認証評価機関の評価項目を参考に、教育研究・組織運営・施設設備等の状況について定めている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】

【自己評価】

自己点検・評価に対する教職員の意識も定着し、日常の業務にも浸透してきた。今後は、この制度を活用し、更に学内の環境の充実と課題の解決を推進していくことが重要であるとする。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-1】学校法人滋賀学園規程集（3-11 びわこ学院大学短期大学部学則）（第 1 条）

【資料 4-1-2】平成 25（2013）年度 自己点検・評価報告書

【資料 4-1-3】自己点検・評価委員会議事録

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

【事実の説明】

本学の自己点検・評価委員会は、「びわこ学院大学短期大学部学則」第 2 条およびびわこ学院大学短期大学部教授会規程」第 7 条の規定に基づき設置し、学科長、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長等が委員となり、学長がオブザーバーを務める。

そのため、自己点検・評価のための資料や情報の収集は、全学にわたって行うことが可能となっている。【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】

【自己評価】

自己点検・評価委員会は、月に一度のペースで開催されているが、必要に応じて調整・打合せを重ね、点検、評価、報告書の作成に主体となって機能している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 4-1-4】 学校法人滋賀学園規程集（3-11 びわこ学院大学短期大学部学則）第 2 条

【資料 4-1-5】 学校法人滋賀学園規程集（3-14 びわこ学院大学短期大学部教授会規程）第 7 条

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【事実の説明】

自己点検・評価委員会は毎月 1 回開催され、年度末の自己点検・評価に向けて、調査・分析・協議を行っているが、必要なデータの収集や各部署との連携は、随時行っている。

【資料 4-1-2】

【自己評価】

本学における自己点検・評価は、毎年定期的に実施している。また、年度ごとの点検によって明らかになった新たな課題を抽出し、翌年度の計画にはその解決策を提示し、継続的な改善が実施されるよう努めている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在のシステムでは、毎年の資料の検索や情報の収集が、担当者にとっていまだ大きな負担となっているため、日常業務の中でさらに情報の整理を行い、IR の手法なども検討しながら、より効率的に行われるよう工夫する必要がある。平成 27（2015）年度には、こうしたシステムの改善に取り組む。

4-2 自己点検・評価の誠実性

＜4-2 の視点＞

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

【事実の説明】

自己点検・評価にあたっては、点検すべき事項とそれに対応する評価の基準に該当する項目について、客観的かつ具体的な根拠に基づくエビデンスを元に行っている。

「自己点検・評価委員会」は、現状把握のために必要な調査・データの収集と分析にあたって、実態を明確に表わすエビデンスを求め、各部署においては、恒常的にそれらのデータを蓄積するよう努めている。【資料 4-2-1】

【自己評価】

4-1 の改善・向上方策にもあるように、まだ工夫の余地はあるものの、現状で必要十分な資料・データの集積は行われている。【資料 4-2-1】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-1】 自己点検チェックリスト

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

「自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価のための情報を、委員を通じて各部署から収集し、各部署でなされた分析に加え、更に総合的な観点から分析を行っている。

基本的な情報はもとより、「FD 委員会」において実施される「授業評価アンケート」や、「学生委員会」が実施する「学生生活に関するアンケート」、「進路・就職支援センター」が行う「就職先企業アンケート」、卒業時に行われる「卒業生アンケート」、FD/SD 等の研修を通じてもたらされる各種情報等を精査し、評価に活かしている。【資料 4-2-2】

【自己評価】

部署ごとに、あるいは必要に応じて部署間の連携によって、大学の現状把握のための調査と情報収集及び分析は、十分に行われている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-2】 学校法人滋賀学園規程集

(3-38 びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程)

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【事実の説明】

「自己点検・評価報告書」は、各教職員に配布するとともに学内データベースに登録し、随時閲覧が可能である。また、図書館にも配架しており、学生も閲覧が可能となっている。

社会への公表については、一般に大学のホームページに掲載している。【資料 4-2-3】

【資料 4-2-4】

【自己評価】

本学の自己点検・評価にかかる結果については、上記のように学内共有、社会への公表共に、適切に実施されていると判断する。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-3】 平成 25（2013）年度 自己点検・評価報告書

【資料 4-1-2】に同じ

【資料 4-2-4】 ホームページ <http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/> （情報公開）

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

現状では、組織的な IR の実施にまでは至っていないが、今後、学内の様々な情報をデータベース化し、生きた情報として教育・研究、学生支援、大学経営および自己点検・評価に活かせるよう、システムの構築計画を策定中である。

4-3 自己点検・評価の有効性

≪4-3 の視点≫

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【事実の説明】

「自己点検・評価報告書」に記載された課題については、各関係部署の委員会において年度計画に活かされるよう、改善案の検討を行っている。

自己点検・評価の段階において、従前の課題に対して改善がどの程度行われたか、その効果を示す資料を元に再評価を行い、次年度計画に盛り込むとともに、中期計画（平成 26（2014）年度～平成 30（2018）年度）の策定に活かしている。【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】

【自己評価】

本学では自己点検・評価の活用のため、PDCA サイクルの仕組みが有効に機能するよう配慮し、大学の改善・向上に努めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-3-1】 学校法人滋賀学園規程集

(3-38 びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程)

【資料 4-3-2】 学校法人滋賀学園「中期経営計画」

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

中期計画に基づいた短期大学運営の実現に向けて、PDCA サイクルがより有効に機能するよう、マニュアル化等も含めその確立を図る。更に、平成 27（2015）年度に受信する認証評価における結果も、中期計画に反映し、短期大学の運営の改善・向上に努める。

[基準 4 の自己評価]

自己点検・評価の適切性については、「びわこ学院大学短期大学部学則」及び「びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程」に基づき、毎年自主的かつ自律的な自己点検・評価を行っている。

今後の課題としては、学内情報のデータベース化による IR の実施とその活用があげられる。

Ⅳ. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1 短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

《A-1 の視点》

A-1-① 短期大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 短期大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

【事実の説明】

びわこ学院大学短期大学部では、びわこ学院大学との共有施設ではあるが、それを利用して地域社会との交流を積極的に図っている。

そのひとつとして、登録制による一般の図書館の利用を進めており、地元である東近江市内の図書館との相互利用や、県内の大学図書館との交流も行っている。

本学の施設を利用し、国家試験の一般受験者向け受験対策（実技試験免除）として介護技術講習会を実施しており、また、滋賀県の「シルバー人材センター」から委託を受け、学内施設や専門教員を動員しての「介護職員初任者研修」も行っている。

地域住民向けとしては、複数のプログラムによる「公開講座」や「リフレッシュ教育」なども行っており、地域に近い大学として期待も高まっている。

その他、「ワープロ検定」や「建築 CAD 検定」をはじめ、各種検定試験の公開試験場として、学生の便宜も図りつつ、一般受験生の受け入れも行っている。

本学の「外部連携研究センター」では、こうした地域への大学施設の開放・活用をはじめとして、学生と地域との交流・研修を通じ、地域の理解を深めるとともに、学生の学びはもとより、地域から信頼を寄せられる大学を目指して活動を進めている。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】

【自己評価】

現在は、本学の所在する東近江市と近隣の愛荘町との間で包括協定を結び、総務・企画、福祉、教育、商工振興、まちづくりなど、多角的な協力体制を採っている。また、地元の商工会議所とも協定を結んでおり、相互に事業への参画等を通じて地域の活性化に寄与しており、上記をはじめ多様な連携が可能となっている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 A-1-1】 学校法人滋賀学園規程集

(4-2 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 図書館運営規程)

【資料 A-1-2】 ホームページ http://www.newton.ac.jp/bgu/kaigo_kosyu/ (介護技術講習会)

【資料 A-1-3】 介護職員初任者研修プログラム

【資料 A-1-4】 公開講座チラシ

【資料 A-1-5】 各検定実施要領（実施団体のもの）

【資料 A-1-6】 学校法人滋賀学園規程集

（4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程）

（3）A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、より地域との交流を深めるとともに、地域の知の拠点としての役割を果たすべく、更に各方面への事業展開を進めていく。同時に、大学もその機能を外に求め、地域をフィールドとした多様な活動に取り組む計画である。

【基準 A の自己評価】

毎年 11 月に行われる大学祭「紅葉賀祭（もみじがさい）」には、地域から多くの人が訪れ、小さなキャンパスが人で溢れんばかりに活気づく。これも、地域の人々との日常的な交流の成果だと考える。大学が、学生の学びの場であるだけでなく、地域の教育の一端を担う施設であることが、地方の大学にとって社会的に求められる姿でもある。

こうした活動が、本学独自の特色として価値を持つことが、本学の将来にとって必要不可欠な存在であると考えている。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	短期大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学科・専攻科等／開設予定の学科・専攻科等	
【表 F-3】	学科構成（学科・専攻課程、専攻科）	
【表 F-4】	学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	専攻科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学科等）	
	全学の教員組織（専攻科等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	専攻科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年次別履修科目登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学科・専攻科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学科の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学科、専攻課程の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	短期大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（短期大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

びわこ学院大学短期大学部

エビデンス集（資料編）一覧
基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	学校法人滋賀学園 規程集（1-1）
	学校法人滋賀学園 寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内（最新のもの）	
	2016 大学案内	
【資料 F-3】	短期大学学則	学校法人滋賀学園 規程集（3-11）
	平成 27（2015）年度 びわこ学院大学短期大学部 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	平成 28（2016）年度 A0 入試、学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	2015 学生ハンドブック、2015 シラバス	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	平成 27（2015）年度 学校法人滋賀学園 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	平成 26（2014）年度 学校法人滋賀学園 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	【資料 F-2】、 【資料 F-5】より抜粋
	2016 大学案内（p. 62, 69）、2015 学生ハンドブック（pp. 170-172）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人滋賀学園規程集 目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	理事、監事、評議員名簿	
	理事会・評議員会開催状況（平成 26（2014）年度）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学校法人滋賀学園規程集 (3-11 びわこ学院大学短期大学部 学則) 第 1 条	【資料 F-3】より
【資料 1-1-2】	2015 学生ハンドブック (p.2) 建学の精神	【資料 F-5】より
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	平成 26 (2014) 年度 滋賀県中部地域の人口動態と構成	
【資料 1-2-2】	介護福祉士養成コース就職内定者一覧	
【資料 1-2-3】	2015 シラバス (pp.169-175)	【資料 F-5】より
【資料 1-2-4】	ライフデザインコース就職希望 一覧	
【資料 1-2-5】	学校法人滋賀学園規程集 (3-11 びわこ学院大学短期大学部 学則)	【資料 F-3】より
【資料 1-2-6】	学校法人滋賀学園規程集 (3-38 びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程)	
【資料 1-2-7】	学校法人滋賀学園規程集 (3-45 びわこ学院大学短期大学部 FD 委員会規程)	
【資料 1-2-8】	平成 26 (2014) 年度 FD/SD 研修会開催状況	
【資料 1-2-9】	学校法人滋賀学園規程集 (4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)	

びわこ学院大学短期大学部

【資料 1-2-10】	学校法人滋賀学園規程集 (4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程)	
【資料 1-2-11】	学校法人滋賀学園規程集 (4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)	
【資料 1-2-12】	学校法人滋賀学園規程集 (4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)	
【資料 1-2-13】	平成 26 年 4 月企画運営委員会配布資料	
【資料 1-2-14】	平成 26 年度 9 月および 12 月理事会議事録	
【資料 1-2-15】	学校法人滋賀学園「中期経営計画」	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 次第	
【資料 1-3-2】	2016 大学案内	【資料 F-2】より
【資料 1-3-3】	ホームページ http://www.newton.ac.jp/bgu/	
【資料 1-3-4】	平成 26 (2014) 年度 紫野 (広報誌)	
【資料 1-3-5】	平成 27 (2015) 年度 入学式での学長式辞	
【資料 1-3-6】	平成 27 (2015) 年度 新入生オリエンテーション 実施要項	
【資料 1-3-7】	2015 学生ハンドブック (p.4) 基本理念と教育目的	【資料 F-5】より
【資料 1-3-8】	2015 シラバス (p.139) 「リテラシー入門」シラバス	【資料 F-5】より
【資料 1-3-9】	2015 シラバス (p.138) 「キャリアデザイン I, II」シラバス	【資料 F-5】より
【資料 1-3-10】	平成 26 (2014) 年度 企業向けパンフレット	
【資料 1-3-11】	平成 26 (2014) 年度 紫茜 (同窓会誌)	
【資料 1-3-12】	学校法人滋賀学園「中期経営計画」	【資料 1-2-7】に同じ
【資料 1-3-13】	学校法人滋賀学園規程集 (3-14 びわこ学院大学短期大学部 教授会規程)	
【資料 1-3-14】	学校法人滋賀学園規程集 (4-8 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程)	
【資料 1-3-15】	学校法人滋賀学園規程集 (4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)	
【資料 1-3-16】	学校法人滋賀学園規程集 (4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程)	
【資料 1-3-17】	学校法人滋賀学園規程集 (4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)	
【資料 1-3-18】	学校法人滋賀学園規程集 (4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	びわこ学院大学短期大学部 学生募集要項	
【資料 2-1-2】	オープンキャンパス参加状況	
【資料 2-1-3】	高校教員対象 平成 27 年度入試説明会 実施要項	
【資料 2-1-4】	オープンキャンパス 2014 (チラシ)	

びわこ学院大学短期大学部

【資料 2-1-5】	平成 26 (2014) 年度 滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座	
【資料 2-1-6】	平成 26 (2014) 年度 滋賀県高校訪問記録、高校訪問記録 (県外)	
【資料 2-1-7】	平成 26 (2014) 年度 キャンパス見学会日程表	
【資料 2-1-8】	2015 大学案内	【資料 F-2】より
【資料 2-1-9】	ホームページ http://www.newton.ac.jp/bgu/exam/ (入試情報)	
【資料 2-1-10】	学校法人滋賀学園規程集 (4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)	
【資料 2-1-11】	びわこ学院大学短期大学部 AO 入試事前相談報告書	
【資料 2-1-12】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学試験の組織体制図 (平成 27 年度入試)	
【資料 2-1-13】	入学前学習関連資料 (配付資料)	
【資料 2-1-14】	入学者数、定員充足率 推移 (過去 5 年)	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	2015 シラバス (p.3) ディブ・ロマン・リシー、カリキュラム・リシー	【資料 F-5】より
【資料 2-2-2】	2015 学生ハンドブック (p.65) 科目配置表	【資料 F-5】より
【資料 2-2-3】	2015 学生ハンドブック (p.23) CAP 制	【資料 F-5】より
【資料 2-2-4】	平成 26 (2014) 年度 第 1 回 FD 研修会報告書	
【資料 2-2-5】	平成 26 (2014) 年度 第 2 回 FD 研修会報告書	
【資料 2-2-6】	平成 26 (2014) 年度 第 3 回 FD 研修会報告書	
【資料 2-2-7】	平成 26 (2014) 年度 公開授業参加報告書	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成 27 (2015) 年度 新入生オリエンテーション 実施要項	
【資料 2-3-2】	平成 27 (2015) 年度 在学生オリエンテーション 実施要項	
【資料 2-3-3】	学修の記録	
【資料 2-3-4】	2015 シラバス (pp.192-193)	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	2015 シラバス (p.3) ディブ・ロマン・リシー、カリキュラム・リシー	【資料 F-5】より
【資料 2-4-2】	2015 学生ハンドブック (pp.154-158) びわこ学院大学教育福祉学部 授業科目履修及び試験等に関する規程	【資料 F-5】より
【資料 2-4-3】	平成 26 (2014) 年度 卒業判定資料 (教授会資料)	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	2015 シラバス (p.185) 「インターンシップ実習指導」シラバス 2015 シラバス (p.185) 「インターンシップ実習」シラバス 2015 シラバス (p.138) 「キャリアデザイン I, II」シラバス	【資料 F-5】より
【資料 2-5-2】	2015 シラバス (pp.196-197) 「介護総合演習 I, II, III, IV」シラバス 2015 シラバス (p.198) 「介護実習 I, II, III, IV」シラバス 介護実習ハンドブック	【資料 F-5】より
【資料 2-5-3】	2015 大学案内 (p.38,66)	【資料 F-2】より
【資料 2-5-4】	資格取得奨励金制度に関する運用規定	

びわこ学院大学短期大学部

【資料 2-5-5】	学校法人滋賀学園規程集 (4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程) 2015 学生ハンドブック (pp.122-125)	【資料 F-5】より
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	2011 学生ハンドブック (pp.34-37.) 2010 年度生カリキュラム	
【資料 2-6-2】	2011 学生ハンドブック (pp.38-41.) 2011 年度生カリキュラム	
【資料 2-6-3】	2013 学生ハンドブック (pp.42-45.) 2013 年度生カリキュラム	
【資料 2-6-4】	びわこ学院大学短期大学部 中期計画	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学校法人滋賀学園規程集 (3-33 びわこ学院大学短期大学部 学生委員会規程)	
【資料 2-7-2】	学校法人滋賀学園規程集 (1-05 事務組織規程)	
【資料 2-7-3】	学校法人滋賀学園規程集 (3-35 びわこ学院大学短期大学部 人権教育推進委員会規程)	
【資料 2-7-4】	学校法人滋賀学園規程集 (3-39 びわこ学院大学短期大学部 ハラスメント防止委員会規程)	
【資料 2-7-5】	学生委員会議事録 (第 12 回)	
【資料 2-7-6】	留学生のための生活ハンドブック	
【資料 2-7-7】	びわこ学院大学借上宿舎入居のしおり	
【資料 2-7-8】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課外活動団体に関する規程	
【資料 2-7-9】	平成 26 (2014) 年度 紅葉賀祭パンフレット	
【資料 2-7-10】	平成 26 (2014) 年度 学友会事業報告	
【資料 2-7-11】	コース会議 議事録	
【資料 2-7-12】	2015 学生ハンドブック (p.117,119,130)	【資料 F-5】より
【資料 2-7-13】	平成 26 (2014) 年度 「学生生活に関するアンケート調査」集計結果	
【資料 2-7-14】	平成 26 (2014) 年度 学長と学生との懇談会記録	
【資料 2-7-15】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 学内禁煙推進計画	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	2015 学生ハンドブック (p.168,169) びわこ学院大学短期大学部 教員名簿	【資料 F-5】より
【資料 2-8-2】	学校法人滋賀学園規程集 (3-13 びわこ学院大学短期大学部 教員選考規程)	
【資料 2-8-3】	学校法人滋賀学園規程集 (3-2 びわこ学院大学短期大学部 就業規則) 第 3 条	
【資料 2-8-4】	平成 26 (2014) 年度 教育研究活動等の業績申告票 平成 26 (2014) 年度 教育研究活動業績に関わる教員評価結果報告書	
【資料 2-8-5】	平成 26 (2014) 年度 第 1 回 FD 研修会報告書	
【資料 2-8-6】	平成 26 (2014) 年度 第 2 回 FD 研修会報告書	【資料 2-2-4】に同じ
【資料 2-8-7】	平成 26 (2014) 年度 第 3 回 FD 研修会報告書	【資料 2-2-5】に同じ
【資料 2-8-8】	平成 26 (2014) 年度 授業評価アンケート報告書 (春学期、秋学期)	【資料 2-2-6】に同じ
【資料 2-8-9】	平成 26 (2014) 年度 公開授業参加報告書	
【資料 2-8-10】	2015 学生ハンドブック (p.65) 科目配置表	【資料 2-2-7】に同じ

びわこ学院大学短期大学部

2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	短期大学設置基準 別表第二	
【資料 2-9-2】	2015 学生ハンドブック (p.170) びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 施設配置図	【資料 F-5】より
【資料 2-9-3】	教室等の稼働状況	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人滋賀学園規程集 (1-1 寄附行為)	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-1-2】	2015 学生ハンドブック (p.2) 建学の精神	
【資料 3-1-3】	学校法人滋賀学園規程集 (3-1 びわこ学院大学短期大学部 組織運営規程)	
【資料 3-1-4】	学校法人滋賀学園規程集 (4-8 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程)	
【資料 3-1-5】	学校法人滋賀学園規程集 (1-2 理事会会議規則) 学校法人滋賀学園規程集 (1-3 理事会業務委任規則)	
【資料 3-1-6】	学校法人滋賀学園規程集 (3-11 びわこ学院大学短期大学部 学則)	【資料 F-3】より
【資料 3-1-7】	学校法人滋賀学園規程集 (3-2 びわこ学院大学短期大学部 就業規則)	
【資料 3-1-8】	学校法人滋賀学園規程集 (1-7 文書取扱規程)	
【資料 3-1-9】	学校法人滋賀学園規程集 (1-15 経理規程)	
【資料 3-1-10】	学校法人滋賀学園規程集 (1-17 固定資産税および物品管理規程)	
【資料 3-1-11】	省エネ対策揭示	
【資料 3-1-12】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 学内禁煙推進計画	【資料 2-7-13】に同じ
【資料 3-1-13】	人権研修会・セクハラ研修会実施要項	
【資料 3-1-14】	学校法人滋賀学園規程集 (4-19 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン)	
【資料 3-1-15】	学校法人滋賀学園規程集 (1-10 個人情報の保護に関する規程)	
【資料 3-1-16】	学校法人滋賀学園規程集 (1-23 公益通報者保護規程)	
【資料 3-1-17】	学校法人滋賀学園規程集 (4-16 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 危機管理規程)	
【資料 3-1-18】	平成 26 (2014) 年度 避難実地訓練実施要項	
【資料 3-1-19】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 緊急時連絡網	
【資料 3-1-20】	平成 27 (2015) 年度 新入生オリエンテーション 実施要項	【資料 1-3-6】に同じ
【資料 3-1-21】	危機管理基本マニュアル	
【資料 3-1-22】	2015 学生ハンドブック (p.170) 配置図	
【資料 3-1-23】	ホームページ http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/ (教育/財務情報)	
【資料 3-1-24】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 広報誌「紫野」	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人滋賀学園規程集 (1-1 寄附行為)	【資料 F-1】に同じ

びわこ学院大学短期大学部

【資料 3-2-2】	学校法人滋賀学園規程集 (1-2 理事会会議規則) 学校法人滋賀学園規程集 (1-3 理事会業務委任規則)	【資料 3-1-6】に同じ
【資料 3-2-3】	役員及び評議員名簿	【資料 F-10】に同じ
【資料 3-2-4】	平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 開催及び出席状況	【資料 F-10】に同じ
【資料 3-2-5】	平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 次第	【資料 F-10】に同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	学校法人滋賀学園規程集 (3-34 びわこ学院大学短期大学部 教務委員会規程)	
【資料 3-3-2】	学校法人滋賀学園規程集 (3-35 びわこ学院大学短期大学部 学生委員会規程)	
【資料 3-3-3】	学校法人滋賀学園規程集 (3-38 びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程)	
【資料 3-3-4】	学校法人滋賀学園規程集 (3-36 びわこ学院大学短期大学部 図書館委員会規程)	
【資料 3-3-5】	学校法人滋賀学園規程集 (4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)	
【資料 3-3-6】	学校法人滋賀学園規程集 (4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程)	
【資料 3-3-7】	学校法人滋賀学園規程集 (4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)	
【資料 3-3-8】	学校法人滋賀学園規程集 (4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)	
【資料 3-3-9】	学校法人滋賀学園規程集 (4-20 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 三役会議 運営要領)	
【資料 3-3-10】	学校法人滋賀学園規程集 (4-8 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程)	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人滋賀学園規程集 (4-20 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 三役会議 運営要領)	
【資料 3-4-2】	学校法人滋賀学園規程集 (4-21 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課長会議設置要綱)	
【資料 3-4-3】	平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 開催及び出席状況	
【資料 3-4-4】	学校法人滋賀学園規程集 (1-1 寄附行為)	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-4-5】	平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 次第	【資料 F-10】に同じ
【資料 3-4-6】	学校法人滋賀学園規程集 (1-6 稟議規程)	
3-5 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人滋賀学園規程集 (1-4 法人本部規程)	
【資料 3-5-2】	学校法人滋賀学園規程集 (1-5 事務組織規程)	
【資料 3-5-3】	学校法人滋賀学園規程集 (3-1 びわこ学院大学短期大学部 組織運営規程)	
【資料 3-5-4】	学校法人滋賀学園規程集 (3-32 びわこ学院大学短期大学部 教務委員会規程)	

びわこ学院大学短期大学部

【資料 3-5-5】	学校法人滋賀学園規程集 (3-33 びわこ学院大学短期大学部 学生委員会規程)	
【資料 3-5-6】	学校法人滋賀学園規程集 (4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)	
【資料 3-5-7】	学校法人滋賀学園規程集 (3-36 びわこ学院大学短期大学部 図書館委員会規程)	
【資料 3-5-8】	学校法人滋賀学園規程集 (4-21 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課長会議設置要綱)	
【資料 3-5-9】	外部研修会等参加状況	
【資料 3-5-10】	平成 26 (2014) 年度 FD/SD 研修会開催状況	【資料 1-2-8】に同じ
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	平成 27 (2015) 年度 予算編成方針の通達	
【資料 3-6-2】	平成 27 (2015) 年度 事業計画書	【資料 F-6】に同じ
【資料 3-6-3】	学校法人滋賀学園「中期経営計画」...財務計画	【資料 1-2-15】に同じ
3-7. 会 計		
【資料 3-7-1】	学校法人滋賀学園規程集 (1-15 経理規程)	
【資料 3-7-2】	平成 26 (2014) 年度 監事監査報告書	
【資料 3-7-3】	平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 次第	【資料 F-10】より

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	学校法人滋賀学園規程集 (3-11 びわこ学院大学短期大学部 学則) 第 1 条	【資料 F-3】より
【資料 4-1-2】	平成 25 (2013) 年度 自己点検・評価報告書	
【資料 4-1-3】	自己点検・評価委員会 議事録	
【資料 4-1-4】	学校法人滋賀学園規程集 (3-11 びわこ学院大学短期大学部 学則) 第 2 条	【資料 F-3】より
【資料 4-1-5】	学校法人滋賀学園規程集 (3-14 びわこ学院大学短期大学部 教授会規程) 第 7 条	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	自己点検チェックリスト	
【資料 4-2-2】	学校法人滋賀学園規程集 (3-38 びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程)	
【資料 4-2-3】	平成 25 (2013) 年度 自己点検・評価報告書	【資料 4-1-2】に同じ
【資料 4-2-4】	ホームページ http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/ (情報公開)	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	学校法人滋賀学園規程集 (3-38 びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程)	
【資料 4-3-2】	学校法人滋賀学園「中期経営計画」	【資料 1-2-15】に同じ

びわこ学院大学短期大学部

基準 A. 地域貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 地域貢献		
【資料 A-1-1】	学校法人滋賀学園規程集 (4-2 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部図書館規程)	
【資料 A-1-2】	ホームページ http://www.newton.ac.jp/bgu/kaigo_kosyu/ (介護技術講習会)	
【資料 A-1-3】	介護職員初任者研修プログラム	
【資料 A-1-4】	公開講座 (チラシ)	
【資料 A-1-5】	各検定実施要領 (実施団体のもの)	
【資料 A-1-6】	学校法人滋賀学園規程集 (4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)	